

古代東アジアの日本と朝鮮

——「大王」の成立をめぐる——

坂 元 義 種

【要約】 五世紀の百済には、「王」「侯」を従える所謂〈百済大王〉が成立していた。ところが、この頃、ほぼ期を同じくして、日本と他の朝鮮諸国にも「大王」が成立していた。高句麗には四世紀末期に、倭国には五世紀前期に、新羅には六世紀中頃に、それぞれ「大王」が誕生したのである。また、その成立過程を辿るとき、そこにはきわめて類似の現象がみられるのである。すなわち、支配領域の急速な拡大、隣接諸国の臣属——朝貢・入貢——、時には他の君主の冊立等もみられ、また他方、当該国王は、中国王朝に通じて、その封冊をうけ、それによってその國家の独立性を顯示し、また、東アジアの國際社会に、それぞれの地歩を築いたのである。「大王」は、こうした過程に生まれたのである。本稿は、この日本と朝鮮の「大王」の成立過程のうち、とくに國際的な契機に注目しようとしたものである。

史林 五一卷四号 一九六八年七月

はじめに

古代東アジアの國際社会における日本の位置を考察するために、和親・封冊・使節を手掛りに若干の検討を試みたことがあったが、^①なお、未解明の点を多くのこしてしまった。このうち、五世紀の百済に「王」・「侯」を従え、その上に君臨しようとした、いわゆる〈百済大王〉について

は、最近ようやく、その実態についていくぶんか考えることができた。^②すなわち、「百済王」の地位は、王族たる「扶余」氏によって独占され、王弟・王叔の輔佐のもとに王権も成長した。また、王族とともに王権を支えたものには、真氏・解氏があり、彼等は、時には姻族（王妃族）ともなつて、王権の伸長に積極的な役割を果たしたのである。四五八年時の「左賢王」、「右賢王」は、まさに王族の最

盛期を物語るものであった。ところが、百済国家の成長は

領域の拡大、それにともなう新興貴族の抬頭を生み、やがて王族・真氏・解氏による政權独占の時代は終わった。そのさい、一週期となったのは、四七五年の王都（漢城）の陥落と、ついでおこった王都の南遷であった。王権は危機に頻し、国都南遷は漢城貴族の中心基盤の喪失をまねいた。

かくして、五世紀後・末期における支配貴族の交替——大姓八族の登場——となったのである。しかし、従来ともすれば王権を掣肘しかねなかった王族や真・解両氏の勢力が後退し、かわって多様な新興貴族を王朝支配層にむかえた

「百済王」は、彼等の勢力の均衡の上にのり、次第に王権の安定と拡大をはかりえたのである。この過程にあらわれたものが、四九〇年・四九五年時にみえた〈地名〉王・侯であった。そして、彼等の上に君臨せんとした「王」こそ〈百済大王〉だったのである。以上の考察は、〈百済大王〉を、主として百済国家内部の問題として検討したものであった。ところが、〈百済大王〉が生まれた、その前・後に、実は、近隣諸国においても「大王」が成立していたのである。四世紀末には高句麗に、百済と同じく五世紀には倭に、

そして六世紀には新羅に、それぞれ「大王」が誕生していたのである。四世紀末から六世紀中頃という、かなりの時間的な経過があるとはいえ、このように隣接する諸国に、相次いで「大王」が成立しているのは看過しえぬところである。そこで、本稿では、以下に高句麗・新羅・倭の「大王」について、特に成立事情を中心に検討をすすめていくことにしたい。かくすることにより、〈百済大王〉もより明らかとなり、また古代東アジアにおける日本の位置もさらにそのいくぶんかを解明しうることになろうかとも思うのである。

なお、本稿で考察する「大王」は、単なる敬称的な文化的なものではなく、称号的な制度的な意味をもつ「大王」であることを付言しておく。

- ① 拙稿「古代東アジアの国際関係——和親・封冊・使節よりみたる——」
- (b)・(f)『ヒストリア』四九・五〇。
- ② 拙稿「五世紀の〈百済大王〉とその王・侯」『朝鮮史研究会論文集』四。

一 高句麗の場合——燕国とも関連させて——

王莽は、新室を創めるや、漢の印綬にかえて新室の印綬

を授くべく五威将王奇等を派遣した。北は匈奴に至り、單于に新印を授けたが、それは「改漢印文、去璽曰章」うものであり、匈奴の怒りをつかった。西は西域に至り、南は徼外蛮夷の句町王のもとに至り、これを貶して「侯」とし、東は玄菟・楽浪・高句麗・夫余に至り、「尽改其王_二為侯_一」したという。ここに高句麗「王」も「侯」に貶されたわけである。のち、王莽は匈奴を伐つため、高句麗に出兵を命じたが、高句麗はこれに従わず、咎は「高句麗侯」騶にかかってきた。王莽は、穩便に計るべしとの意見をしりぞけ、ついに騶を誘殺させ、さらに「名高句麗_二為下句麗_一」し、新王期の權威を内外に顯示せんとした。時に始建国四年（一二）のことであった。^①しかし、そののち後漢王期がおこると、その建武八年（三二）高句麗は朝貢し、光武帝は「復其王号_一」し、高句麗「侯」は「王」となった。^②なお、この時の高句麗王が誰であったかは不明である。中国史書によって、つぎに確実に知りうる王は宮である。元興元年（一〇五）高句麗王宮が遼東塞に入り、六県を寇略したとの伝えがそれである。高句麗はこの宮のとき、その勢ようやく強く、遼東・玄菟二郡の害となり、追討をう

けている。宮の死後、「嗣子遂成」が立ち、ときに建光元年（一二二）であった。遂成の死後は子の伯固が立ち、質帝・桓帝の間には遼東西安平県を攻め、ついに帯方令を殺し、楽浪太守の妻子を掠得した。伯固は、こののち、自立して「遼東侯平州牧」となった公孫度に属した。公孫度は遼東郡を分かつて、遼西・中遼郡として、これらに太守を任じ、また海を越えて東萊諸県を収めて、營州刺史をおいた。^⑤

さて、高句麗は、伯固の死後、国人の推戴をうけて小子伊夷模が立ち、兄の拔奇と争った。公孫氏^⑦はこれに乗じて高句麗を攻め、伊夷模は丸都城（鴨綠江畔）に遷都した。

なお、公孫度の子康は、楽浪郡をも手中に収め、帯方郡を建てた。ここにいたって「倭・韓」は、この帯方郡に属すこととなった。^⑧公孫氏は、こののち、弟の恭が遼東太守となるが、魏はこれに、二二一年、車騎將軍を加えた。^⑨二二八年には、康の子の淵が代って立ち、二三〇年、魏はこれを車騎將軍に任じた。^⑩ところが、公孫氏は、魏の勢力に対抗すべく、江南の呉の孫權に通じ、一時、藩を称したことがあった。時に二三二年である。孫權はこれを喜び、使

節を遣し、「金宝珍宝」をもたらし、また、淵を「燕王」に封冊した。だが、淵は呉のあまりに遠く、恃むに足らざるを思い、また魏の勢力をおそれて、呉使を斬り、魏におくった^⑫。そのさい孫権が淵を「燕王」となした「璽綬策書」をもおくっている^⑬。これに対して魏は淵を大司馬となし、楽浪公に封じている^⑭。これは「外失呉援、内有胡寇」^⑮りし公孫氏を臣属せしめる絶好の機会とみたからであった。しかし、淵はかかる魏の態度にも疑心暗鬼し、必ずしも魏に臣属しきれず、魏の使者を歩騎囲む中で迎えたり、暴言またしばしばであったという^⑯。ここに魏も態度を決し、決戦の幕はきつておとされた。三代にわたって海表に生長し、外は戎夷を撫し、内は戦射を修む、と称された公孫氏は、この淵のときに自立して——かつて呉の封冊をうけた——「燕王」となり、建元して「紹漢元年」（二三七）と称し、また鮮卑に使節をおくって、これを興国とすべく「假鮮卑单于璽」したのであった^⑰。魏は、長安に留めて蜀に備えてあった名将司馬懿を、蜀の諸葛亮の死（二三四）をみるにおよんで、あえて起用し、遼東征覇に本腰をいれることとなった。ときに景初二年（二三八）春のことである^⑱。

公孫氏は、魏の決意を知るにおよんで、再度、呉との軍事同盟を望んだ。三国志卷八魏書公孫淵伝所引漢晋春秋は「聞魏人將討、復称臣於呉、乞兵北伐、以自救」と伝えている。呉人の中には、かつての怨をはらすべく、その使者を戮せんとするものもあったが、「霸王之計」をおもい、その乞師を許した。しかし、その効果の発せざる中に、魏の本格的攻撃をうけ、公孫氏はついに滅亡した。また魏は、ひそかに軍を海に浮かべ、楽浪・带方をも収め、ここに東夷は魏に臣属することとなった^⑲。

一方、高句麗は、公孫氏にその成長を阻まれ、国都をも襲われ、丸都城に遷都せざるをえなかったが、のち次第に国勢を回復した。しかし、中国との交渉路には公孫氏がたちふさがっているため、これと直接交渉をもつことができなかった。そこへたまたま、公孫氏のもとから逃れた呉の使節がやってきた。公孫氏は、彼を燕王に封冊するため派遣された呉の使節団を図らんがために、これを分散して配置し、玄菟郡にも幽閉した。その使節の一部が高句麗へ逃れてきたのである。彼等は、呉の皇帝の詔であるとして、詔を宣べ、詔中に賜物のことがあるが、遼東の公孫氏に奪

われたと称した。時の高句麗王は位宮であつたが、彼は喜んでこの詔をうけ、また呉使を送還し、「奉表称臣」して貂皮千枚等を献じた。呉は、これに対して「拝宮為単于、加賜衣服珍宝」^②した。時に二三年のことである。

ところが高句麗は、魏の幽州刺史の誘いにのり、一三六年七月、孫権の使節を斬り、幽州に通じた。^③これはおそらく、高句麗の当面の敵が公孫氏であり、その公孫氏をして腹背に敵を受けさせるには、地理的にも近い魏との提携が有利であつたからであらう。魏の公孫氏征討にさいしては、高句麗も兵数千をおくり、積極的にこれを助けた。^④そして公孫氏が滅亡すると、かわつて高句麗がその勢力を増大したが、二四四年、幽州刺史毋丘儉によつて丸都城を陥され、のちしばらく雌伏をしいられることとなつた。^⑤

遼東は、このち魏・晋の所有に帰したが、やがて慕容氏の勢力が大となり、これに帰属した。^⑥高句麗はこの慕容氏と戦ふことしばしばであつたが、三四二年、高句麗王剣のとき、燕王皝のために丸都城を屠られ、先王（乙弗利）の墓をあばかれて其屍を奪われ、王母・王妃また囚わるとの徹底的な打撃をうけた。^⑦しかし、この事件の中に、高句

麗の強國たること、いかに燕國を悩ますものであつたか、

それが如実に物語られているといえよう。このち、高句麗王は、前燕に臣属し、三五五年には前燕より、營州諸軍事征東大將軍營州刺史高句麗王柒浪公に封ぜられた。^⑧しかし、三七〇年、前秦の苻堅が前燕を滅ぼすにおよんで、高句麗は前燕の属下を放れた。なお、この時、高句麗は亡命してきた慕容評を前秦に縛送しており、ここに前秦との交渉が始まつた。三七二年、秦王苻堅は使節と共に俘屠順道を派遣し、仏像経文を送り、高句麗もこれに対して早速廻謝使をおくつて方物を献じた。^⑨また高句麗は、三七七年には新羅使を従えて朝貢し、この後も朝貢をくりかえしたことと思われる。^⑩だが、三八三年、苻堅が東晋に敗れると、華北の統一がくずれ、三八四年には再び慕容氏の興國をみた。これを後燕という。^⑪

この頃、高句麗は、故国壤王・広開土王の時代にはいり、國威ますますあがり、後燕と戦いをくりかえし、ついに遼東に進出した。後燕は、四〇九年、馮跋の北燕に國を奪われ、この北燕も四三六年には北魏によつて攻め亡ぼされるのである。^⑫

北燕は、北魏に対抗するため、南宋と結ばんとし、しばしば使節をおくって朝貢し、四三五年には「遣^⑤右衛孫德乞師于宋」^⑥うっている。だが、北魏の大攻勢を前にしては、これに敵すべくもなく、群臣の「太子入侍」のすすめをふりきり、その一二月、高句麗に請迎し、四三六年、高句麗に亡命した。^⑦ところで「太子入侍」をすすめられた時、燕王は「吾未忍為此」と拒絶しているが、ここに質子の国際関係に占める地位をみる事ができよう。^⑧さて、四三六年二月、馮文通は北魏に朝貢し、「侍子」を送らんことを請うたが、北魏の許すところとならなかった。それは、これまでも、しばしば「侍子」を送ると称しながら、ついに送ることのなかったことによるのであった。北魏は、北燕征伐にさいし、使者一〇余人を、高句麗はじめ東夷諸国におくり、あらかじめ北燕との興通、あるいはその亡命の受容を禁じた。しかし、高句麗は、この北魏の禁令をおかし、歩騎二万をおくって馮文通を迎えたのである。北魏は、高句麗に使節を送り、文通の徴送を命じたが、高句麗はこれを拒み、かえって文通と共に王化に従わんと願う有様であった。北魏朝廷は、違詔のゆえをもって高句麗征伐

をも議したが、これには反対するものがあつて中止となつた。^⑨一方、南宋は、馮文通より迎接を求められると、使節王白駒らを送り、高句麗に「料理資遣」を命じたが、高句麗はこの命にも従わず、ついに馮文通を襲殺してしまった。白駒らはこれを怒り、「所領七千人」を率いて、文通を殺した將軍らを攻め、ある者は殺し、ある者は生禽した。すると、高句麗王璉は、この白駒等を捕え、その処罰を要求してきた。南宋は「以^⑩遠國不^⑪欲^⑫違^⑬其意」その要求を認め、本来なら賞さるべき使節白駒等を、やむなく獄に下したのである。^⑭南宋が高句麗に七千人をも派遣し、また高句麗がこれをも「執」ええていることは注目に価しう。高句麗の国際社会に占める地位の高さ、また微妙さやうかがいうる事件であった。なお、高句麗は、四七九年には蠕蠕とはかり、地豆干を取り、これを分割せんとし、契丹はこれを恐れ、北魏に内附を請うている。^⑮高句麗は、北は蠕蠕、南は劉宋と結び、北魏の封じこめをもはかつたという。

以上みてきた如く、古代東アジアにおける高句麗の国際的な地位はきわめて高いものであった。^⑯かかる優位性を背

景に成立したもののこそ、本論の主題たる〈高句麗大王〉であった。次に、四・五世紀の高句麗にあらわれたこの「大王」について考察していくこととする。

いわゆる「好太王」が、その人である。正確には「国岡上広開土境平安好太王」^⑤というが、「国岡上広開土地好太王」^⑥とか「国岡上大聖地好太王」^⑦ともいわれている。また、太王は好太王碑文によれば、「号为永樂太王」とあるように、「永樂太王」とも称されていたらしい。なお、この「永樂太王」の称号は、太王が三九一年辛卯に即位したとき建元したという「永樂」と関係するものであろう。

太王は、この建元という事実一つをとりあげても、前代の高句麗王とは違っていた。しかし、彼がこれまで高句麗になかった〈建元〉という劃期的事業を、即位の年になしえていることは、それが高句麗の発展のこれまでの蓄積であり、その開花であったなよりの証であらう。^⑧

だが、とにかく、この好太王が一つのさかいとなっていくことにはかわりはない。それは王の名称についてもいえることである。王の名称が、この好太王の時をさかいに、その性格をかえてくるのである。いままでは、九代目の故国

川王以来、一八代目の故国壤王にいたるまで、王の埋葬地をもって、その王の名称としていたが、好太王の時から、その事績・特色等をもって王名とするようになっていたのである。^⑨ここにも〈建元〉と同じく、高句麗の劃期的な発展を暗示するものがある。

高句麗は、三八五年、故国壤王（伊連）のとき、後燕の遼東を攻め、一時、遼東・玄菟を陥し、以後、後燕はついにその進出をとどめることができなかった。^⑩また、高句麗は、この頃、百済・新羅の朝貢をうけ、これを「属民」として従えていたのである。^⑪ところが、好太王の即位にさきだって、南朝鮮に対する倭国の積極的な進出があり、ここに百済・新羅は、倭の「臣民」となり、高句麗の属下を離れようとした。^⑫そこで好太王は、三九六年丙申にみずから百済を攻め、その五八城・村七〇〇を奪った。百済王は「男女生口一千人・細布千匹」を献じ、「従今以後、永為奴客」と誓った。太王は、百済の「王弟并大臣十人」をひきいて都へ還ったが、これは恐らく〈質〉としたものであろう。ところが百済は、そののち三九九年己亥、高句麗との誓いを破り、再び倭と通し、以後その勢力に属して

しまった。^⑤これに対して、新羅は、三九九年、倭人の侵攻をうけると、太王に救いを求めた。そこで四〇〇年庚子、太王は歩騎五万の大軍を派遣して、倭軍と戦い、これを破り、「追至任那・加羅」^⑥った。これ以後、新羅は高句麗と結び、その勢力に属したのである。「昔新羅鏐錦、未有身来朝」^⑦というのも、その間の事情を物語るものであろう。つまり、この時点に至って、はじめて新羅の〈王族〉がみずから高句麗に来朝したというのである。^⑧なお、三国史記によると、奈勿尼師今三十七年（三九二）正月に「高句麗遣使。王以高句麗強盛、送伊浪大西知子実聖、為質」^⑨し、また、故国壤王九（広開土王元）年（三九二）にも「遣使新羅修好。新羅王遣姪実聖、為質」とみえている。高句麗に入朝した「質」の実聖は、四〇一年七月に新羅に帰ってきた。そして翌四〇二年、国人の推戴をうけて即位したという。おそらく高句麗の勢力を背景としての即位であったろう。実聖尼師今は、四一二年、高句麗の要請によって、奈勿王子——末斯欣の兄——朴好を質として高句麗におくった。ところが、四一七年に新羅に内乱がおこり、高句麗は実聖を倒して、その競望者の訥祇を即位させた。^⑩こ

れらの年紀がそのまま正しいかどうかは問題であろうが、いずれにせよ、好太王やその次の長寿王の時代に、新羅の王族がみずから来朝し、あるいは「質」として高句麗に送られていたことは間違いない。また新羅の君主継承に関しても、高句麗がかなりの発言力をもっていたと推定してよからう。^⑪さらにいえば、それは高句麗の軍事力によるものであった。^⑫

ところで好太王が属下に従えたのは新羅・百済にとどまらず、契丹を北伐し、東扶余をも討伐している。とくに東扶余の場合は、「城六十四・村一千四百」を攻破ったといふ。^⑬まさに「広開土」王にふさわしい事績といえよう。

次に好太王の对中国交渉をみることにしたい。太王は、後燕の慕容宝によって平州牧となり、遼東帶方二国王に封ぜられた。そしてこの時、始めて長史・司馬・参軍官を置いたという。^⑭この後も後燕との交渉は続いたが、高句麗の国勢が高まるにつれて、好太王の態度が「事燕礼慢」ということになり、両国は敵対戦闘状態にはいつていった。^⑮時に燕王みずから高句麗を攻めたこともあるが、その道は遠くまた寒氣激しく、ために「士馬疲凍、死者属路」と

いう有様であった。^④後燕の慕容熙にかわって、雲が立つと、彼は国号を大燕と称し、天王となった。^⑤この雲は元来高句麗出自であり、本姓高氏であるところから、四〇八年、高句麗の使節が入朝すると、侍御史李拔を遣わしてこれに報え、また高句麗王を「宗族」に叙した。^⑥好太王は後燕や大燕に使節を送るにとどまらず、山東に覇を唱えていた南宋とも遣使通好していたのである。^⑦

四一三年、好太王が死去すると、かわって長寿王が立ち、その年に東晋に上表貢獻した。^⑧この関係は、東晋滅亡後は南宋に継受されている。

高句麗の君主は、かつて中国王朝から「高句麗王」に封冊され、一時、「下句麗侯」にまで貶されたこともあったが、やがて「高句麗王」に復されている。中国の三国時代には、呉によって「单于」の称号を与えられたこともあったが、これは継承されるところとならなかった。このうち、高句麗は、四世紀後半に、他の東夷諸国に先んじて律令を施行してその支配体制をかため、また仏教の興隆をはかって次々と寺院を建て中国文化を導入した。またこの頃から五世紀初頭にかけて、華北の前秦、ついで後燕、それに山

東地方の南燕、さらには東晋、南宋と、中国諸王朝に使節が送られ、自主的な外交がなされている。また四世紀末から五世紀初期に、領域の拡大がはかられ、北は契丹、東扶余、西は遼東、南は新羅・百濟への進出が行なわれている。中でも新羅の従属度は高く、王族が質としておくられ、その君長も高句麗の干渉下にあり、時には「麻立干」の称号で封冊されているのである。^⑨そしてかかる時に、国家的記念碑ともいふべき「建元」がなされている。時に三九一年辛卯であり、「永樂」が元号であった。かくて高句麗の君主はその実質にふさわしく「太王」を称すに至ったのである。

高句麗の「太王」は、支配領域の拡大、中央集権体制の整備といった国内的要因を背景として、隣接諸国の臣属・朝貢、そしてその君長の封冊といった国際的契機をえて成立したのであった。

- ① 以上、漢書卷九十九王莽伝。
- ② 三国志卷三〇魏書東夷伝高句麗条。
- ③ 後漢書卷八五東夷伝高句麗条。
- ④ 註②。
- ⑤ 三国志卷八魏書公孫度伝。

⑥ ところで三国史記卷一五・一六高句麗本紀によると、宮は「太祖大王（或云国祖王）」、遂成は「次大王」、伯固は「新大王」と称されているが、この「太祖大王」・「次大王」・「新大王」は、池内宏によれば「ずっと降った時代の海東古記の撰者が、後漢書・魏志及び魏書の文から得た知識に依って追加したものであらう」という（『朝鮮史研究』上世編二三頁）。従って、これをもって初期の高句麗の「大王」を考える史料とはなしえない。

⑦ 公孫氏については、池内宏「公孫氏の帶方郡設置と曹魏の楽浪帶方二郡」（『滿鮮史研究』上世編）・大庭脩「『卑弥呼を親魏倭王とする制書』をめぐる問題」（『宋永先生古稀記念『古代学』編纂』を参照されたい。特に後者の第二節は「燕国公孫氏始末」と副題する如く詳しい。

⑧ 三国志卷三〇魏書東夷伝韓条。

⑨ 三国志卷二魏書文帝黄初二年三月条。

⑩ 三国志卷三魏書明帝太和二年・同四年条。

⑪ 三国志卷四七吳書吳主伝嘉禾元年冬一〇月条。

⑫ 三国志卷八魏書公孫度附伝淵条。

⑬ 註⑫所引魏略載淵表。

⑭ 註⑫。

⑮ 註⑫所引魏名臣奏載中領軍夏侯献表。

⑯ 註⑫。

⑰ 資治通鑑卷七三魏紀烈祖景初元年条・三国志卷三〇魏書東夷伝序。

⑱ 註⑫。

⑲ 資治通鑑卷七四魏紀烈祖景初二年春正月条。

⑳ 三国志卷三〇魏書東夷伝序。

㉑ 三国志卷四七吳書吳主伝所引吳書・資治通鑑卷七三魏紀烈祖青龍元年冬一二月条。

㉒ 三国志卷三魏書明帝紀青龍四年秋七月条。

註②。

㉓ 註②・三国志卷二八魏書毋丘儉伝。

㉔ 慕容氏・馮氏と高句麗の關係は池内宏「晋代の遼東」（前掲書）に詳しく参照されたい。

㉕ 晋書卷一〇九慕容皝載記・魏書卷一〇〇高句麗伝。

㉖ 資治通鑑卷一〇〇晋紀孝宗永和十一年二月条・晋書卷一一〇慕容皝載記。

㉗ 時に前燕は「郡百五十七、県一千五百七十九、戸二百四十五万八千九百六十九、口九百九十八万七千九百三十五」を支配していたという。註の参照。

㉘ 三国史記卷一八高句麗本紀小獸林王二年夏六月条・海東高僧伝卷一釈願道条。

㉙ 資治通鑑卷一〇四烈宗太元二年春条。

㉚ 直接に高句麗の朝貢を記す史料はないが、三八一年には東夷（資治通鑑卷一〇四烈宗太元六年二月条、三八二年には新羅の入秦が伝えられている（太平御覽卷七八一、四夷部東夷新羅条）のが参考となる。

㉛ 晋書卷一一四符堅載記。

㉜ 晋書卷一二三慕容垂載記。

㉝ 以上、しばらく池内論文（註②）によって遼東の諸勢力興亡をみてきた。なお、遼東は結局高句麗の手中に帰するのであるが、梁書卷五四諸夷伝高句麗条によると三九五年、燕王宝が即位すると、「以高句麗王安為平州牧、封遼東・帶方二國王。安始置長史・司馬・參軍官いたという。

㉞ 宋書卷九七夷蛮伝東夷高句麗条。

㉟ 太平御覽卷一二七偏霸部一一馮文通条。

㊱ 資治通鑑卷一二二宋紀太祖元嘉二十二年一月条。

③⑧ 註②・魏書卷四世祖紀太延二年三月辛未条。

③⑨ 四九二年、高句麗王雲は、北魏の世子入朝の命令を拒んでいる（魏書卷一〇〇高句麗伝・資治通鑑卷一三七齊紀世祖永明一〇年三月辛巳条。拙稿②二頁参照）。

④⑩ 以上、魏書世祖紀太延二年五月乙卯・戊午、九月庚戌条。

④⑪ 註⑤。

④⑫ 魏書卷一〇〇契丹伝。

④⑬ 魏書卷一〇〇百濟伝。

④⑭ 高句麗の国際社会において占めた地位については〈和親・封冊・使節〉の面より検討しておいたので拙稿②・③を参照されたい。

④⑮ 高句麗好太王碑文。

④⑯ 高句麗好太王蓋符。

④⑰ 高句麗牟頭婁墓誌。

④⑱ この問題を考えるさい、三十七一年の高句麗王の戦死について私見を述べておく要がある。当時の高句麗王斯由は、王都の丸都城をはなれて平壤にきており、南進を積極的になすめていた。一方、百濟も高句麗勢力の南下にそなえて積極的な行動にいで、三十七一年、百濟王近肖古と太子須は率先して平壤城を攻めた。この戦闘の最中、赤旗をかかげる親衛軍を率いて戦っていた斯由は流矢に当たって急死した。しかし、高句麗軍の力戦によって、百濟軍は平壤城を抜くことができず、近肖古王も兵を引いて退いたのである。このように高句麗は王を失ないはしたものの、南進拠点たる平壤城は事なきをえたのである。従って、この戦いが例え後々までも百濟史上の榮光として語られるものであったにせよ、高句麗にとっては、一時その南進が阻ばれたにすぎず、それほど打撃ではなかったと思われる。高句麗はこの後も順当に発展していき、三十七二年には前秦の使節の來朝をみ、三十七三年には律令を施行し、三十七五年には寺院を創設して「游東仏法之始」と称さ

れるなど、そこに挫折はみられない。

④⑲ 三品彰英「高句麗王都考」（『朝鮮学報』一）では、広開土王をも陵墓地の名を称号としたもののグループにいられているが、「広開土王」とあるように事績と関係する方が王名となっている点を重視すべきであらう。

④⑳ 梁書卷五四諸夷伝高句麗条。

㉑ 註⑤。末松保和「新羅史の諸問題」（昭和十九年）一三九頁参照。なお、とくにことわらぬ史料引用は好太王碑文による。

㉒ 三品彰英「日本書紀朝鮮関係記事考証」上（昭和三十七年）二二七～九頁によれば、百濟の辰斯王は、親高句麗派であったために、倭の進出と共に親倭派に放殺され、かわって阿花王が即位したという。

㉓ 三国史記卷二百百濟本紀によると、阿莘王二年（四〇二）五月「遣使倭國「求大珠」。同一二年春二月「倭國使者至。王迎勞之特厚」と、倭との関係を伝え、阿莘王（阿花王）が薨すると、倭は「賀」としてきていた腆支王（直支王）を百濟王に冊立して、軍兵と共に百濟に送っている（日本書紀応神天皇一六年乙巳是歲条・三国史記百濟本紀腆支王条）。

㉔ 池内安「日本上代史の一研究」（昭和二十年）六七頁参照。

㉕ なお、寐錦（君主）みずからの來朝とは、賀子の実聖が帰國後（王位）についたことをふまえての表現にすぎまい。

㉖ 碑文と三国史記の年紀の違いについては、末松保和「日本上代史管見」（昭和三十八年）一七七頁参照。

㉗ 実聖入朝の時期を三品彰英氏は四〇〇年としている（前掲書九二頁）。

㉘ 三国遺事卷一奈勿王・金境上の条によると、奈勿王子の宝海（卜好）は四一九年己未に高句麗に送られ、四二五年乙丑に帰國しており、また、訥祿の即位は四一六年丙辰（一説には三国史記と同じく四一七年丁巳）と伝えている。また、三国遺事卷一第十八実聖王の条には「王

忌憚前王太子訥祇有德望、将害之。請高麗兵而許迎訥祇。高麗人見訥祇有賢行、乃倒戈而殺王、乃立訥祇為王而去」とある。なおこの項、末松保和『新羅史の諸問題』一四一～一四四頁・三品前掲書九〇～九三頁に詳しい。ただし、訥祇の即位を遺事によって四一六年丙辰、と簡単に決めることには若干疑問がある。遺事には「訥祇王即位三年己未」と、その即位を四一七年丁巳とする記事もあるからである。

⑤⑨ 末松「新羅史の諸問題」一四四～六頁。なお、末松氏は同書一六一～三頁において、次のような重要な提言をしておられる。——「大人」また「大酋長」を意味する高句麗語「マカリ支」は、新羅に入って新羅化して「マカリ干」となり、新羅に於ける高句麗勢力の成長にとともに、その名称は上昇し、……高句麗によって新羅の王位が左右される程にまでなったとき、その名称は、王号にまで成長した——。高句麗が新羅を支配していたことは次節で詳説するが、長寿王が「太王」と称し、「延寿」の年号を有していたことが、瑞鳳塚出土の銀合杆によって知られ、それが新羅の君主と覺しき墳墓より出ている点は注目しに値しよう。

⑥⑩ 高句麗の新羅駐屯軍の存在については、末松「新羅史の諸問題」一四四～六頁と五〇五～六頁に詳しい。なお末松氏は、壺杆塚出土の好太王壺杆をもって、高句麗の新羅支配——新羅をして質子を送らしめ、新羅王位の廃立に関与し、半永続的事実として高句麗軍の新羅駐屯——が、ものによって裏づけられたとされている。

⑥⑪ 註⑤。

⑥⑫ 梁書卷五四諸夷伝高句麗条。

⑥⑬ 資治通鑑卷一一一晉紀安帝隆安四年・二月丙申条、同卷一一二安帝元興元年五月条、同卷一一三安帝元興三年条、同卷一一四安帝義熙元年正月条、晉書卷二四慕容盛載記条。

⑥⑭ 晉書卷二四慕容廆載記。

⑥⑮ 晉書卷二四慕容廆載記。

⑥⑯ 資治通鑑卷一一四晉紀安帝義熙四年三月条。

⑥⑰ 太平御覽卷三五九兵部障泥所引三十國春秋。

⑥⑱ 宋書卷九七夷蛮伝高句麗条・三国史記卷一八高句麗本紀。なお、好太王の死去は、高句麗好太王碑文によれば四一二年壬子であり、太王は時に三九歳であった。

⑥⑲ 今西龍「新羅骨品考」(『新羅史研究』昭和八年)には「麻立干と称せしは王位が高句麗の力によりて左右せられしに始まり、其後百濟と結びて高句麗との關係を絶ちたるも、尚ほ一二代は此稱号を続けしものとす」(二三頁)とある。

二 新羅の場合

新羅の君主は、三国史記によってみると、次のように称号がかわっている。①

居西干(始祖) → 次次雄(二代目) → 尼師今(三代目) → 一八代目 → 麻立干(二九代目) → 三代目 → 王(二三代目以後)

これにはそれなりの意味があったことと思われるが、ここでは「麻立干」から「王」に称号がかわった時点から論をすすめたい。

三国史記卷四新羅本紀によると、智証麻立干四年（五〇三）冬一〇月、群臣は次のように奏言した。創業以来、国

名未だ定まらず、あるいは「斯羅」と称し、あるいは「斯盧」といい、あるいは「新羅」といつている。臣等は、

「新」は徳業日々に新たに於いて、「羅」は四方を網羅するの意味なり、従って「新羅」を国号とするを宜しとす。また、いにしえより国家をたもてるものを観るに、みな「帝」を称し、「王」を称している。しかるに我國は、始祖より一二世にも至っているが、いまだに方言で「麻立干」を称し、尊号を正しておらない。今、われら群臣、意を一にして尊号を「新羅国王」と奉りたい。と。この群臣の奏言は、ともに許された。ところで、智証麻立干は諱を智大略（智度路・智哲路）^④といい、その治世一五年（五一四）に薨じ、「諡曰智証。新羅諡法始於此」といわれた新羅の君主である。従って、新羅はこの「智証麻立干」の時代に一劃期を迎えたといえよう。国名は「新羅」と定められ、君主は「新羅国王」と称し、しかも諡法が制定されたのである。本来ならば、〈智証王〉と記されてしかるべき王であった。それがなお、諡号「智証」を含みながら、「智証麻立干」

と称されているのは、やはりそれなりの意味があったものと思われる。

新羅は、前述の如く、四世紀末には高句麗に王族を「質」としておくり、高句麗軍兵の駐留をうけ、また実質的にはその封冊をうけて、君長が「麻立干」となっていた^⑤。そうすることによって、新羅王権はより強大となり、また東アジアにおける文化の中心地・中国とも間接的にせよ交渉をもちえたのである^⑦。この関係は、後述の如くかなり事情も違っているが、六世紀初頭にもみられる。魏書によると「斯羅」は五〇二年・五〇八年の両度にわたって北魏に朝貢している^⑧。これに対して南朝との交渉は伝えられていない。ここに新羅の対中国外交のあり方が暗示されている。直接交渉の便宜をもたない新羅が中国王朝と外交交渉をもつ場合は、その便宜をえている高句麗が百済に依存せざるをえないわけである。衆知の如く、百済の対中国交渉は、ほぼ南朝外交に限られており、新羅が北朝の魏に朝貢しているとするれば、それは百済經由でなく、高句麗經由と考えるをえないのである。そして、この時期の新羅の君主こそ、ほかならぬ「智証麻立干」だったのである。新羅は、

第1表 新羅外交年表

		国内	中国	高句麗	百濟	倭
364	甲子					倭兵至リ、之ヲ破ル
366	丙寅				百濟、来聘ス	
367	丁卯					新羅、遣使朝貢ス(書紀)
368	戊辰				百濟、良馬二匹ヲ進ム	
369	己巳				百濟、倭兵ト共ニ新羅ヲ撃ツ(書紀)	
377	丁丑		前秦ニ入貢ス(通鑑)			
380	庚辰		前秦ノ徵兵ヲ拒絕ス(通鑑)			
382	壬午		前秦ニ入貢ス(御覽)			雲津彦、新羅ヲ撃ツ(書紀)
390	庚寅					王族美海、入質(遺事)
391	辛卯			コレヨリサキ、高句麗ノ属民トナル(碑)		倭至リソノ臣民トナル(碑)
392	壬辰			新羅ノ実聖、入質ス		
393	癸巳					倭人来ル、之ヲ破ル
396	丙申					新羅、遣使朝貢ス
399	己亥			新羅、救援ヲ求ム(碑)		倭人、国境ニ満ツ(碑)
400	庚子			歩騎5万、新羅ヲ救ウ(碑) 新羅ノ王族、入朝ス(碑)		
401	辛丑			新羅ノ質子実聖、帰還ス		
402	壬寅	実聖即位				
403	癸卯				百濟、辺境ヲ侵ス	
405	乙巳					倭人、国境ヲオビヤカス(書紀)
407	丁未					倭人、東・南辺ヲ侵ス
408	戊申					新羅、対馬ノ營ヲ撃タントスルモ果サズ
414	甲寅					新羅ノ朝貢使、倭王ノ病ヲイヤス(書紀)
415	乙卯					倭人ト風島ニ戦イクツ

418 戊午 訥祗即位(遺事)
 419 己未
 420 庚申
 424 甲子
 425 乙丑
 431 辛未
 433 癸酉
 434 甲戌
 440 庚辰
 443 癸未
 444 甲申
 449 己丑
 450 庚寅
 453 癸巳
 454 甲午
 455 乙未
 459 己亥
 462 壬寅
 463 癸卯
 464 甲辰
 465 乙巳
 468 戊申

麗, 訥祗ヲ擁立ス
 新羅ノト好入質(遺事)

新羅, 遣使修聘ス
 王弟ト好, 帰還ス(遺事)

百濟, 和ヲ請ウ
 百濟, 良馬二匹・白鷹ヲ送
 ル
 新羅, 黄金明珠ヲ送ル

麗, 西辺ヲ侵ス。羅王謝罪
 ス

麗兵, 北辺ヲ侵ス
 麗兵, 百濟ヲ侵ス。羅王, 之ヲ救ウ

コレヨリサキ, 麗兵, 新羅
 ニ駐留ス(書紀)

麗王, 靺鞨兵1万ヲ以テ北
 辺ノ悉直州城ヲ攻取ス

新羅, 遣使朝貢シ能匠ヲ貢
 ズ(書紀)

王弟美海, 逃還ス(遺事)
 倭兵, 東辺ヲ侵ス

倭人, 南・東辺ヲ侵ス
 新羅, 遣使朝貢ス(書紀)
 倭兵, 金城ヲ囲ム
 新羅, 80艘ニテ朝貢ス(書
 紀)

新羅ノ弔使, 調船80艘ト至
 ル(書紀)

倭ノ兵船百余艘, 東辺ヲ襲
 イ月城ヲ囲ム。羅王, 之ヲ
 撃ツ

倭人, 活開城ヲ襲破ス
 倭人, 欽良城ヲ侵ス。之ヲ敗
 ル。倭人ニ備エ二城ヲ築ク
 倭, 新羅ヲ救ウ(書紀)

倭, 新羅ヲ討ツ(書紀)

		国	内	中	国	高	句	麗	百	濟	倭
470	癸戌										倭, 新羅ヲ討タントス (書紀)
475	乙卯					麗王,	兵 3 万ヲ	以テ	濟都漢城ヲ	陥ス。羅王,	救兵 1 万ヲ出ス
476	丙辰										倭人, 東辺ヲ侵ス。之ヲ敗ル
477	丁巳										倭兵, 五道ヨリ来侵, 功無ク還ル
481	辛酉					麗,	靺鞨ト	北辺ノ	7 城ヲ	取ル。羅,	百濟・加耶ノ救兵トコレニ当ル
482	壬戌										倭人, 辺ヲ侵ス
484	甲子					麗兵,	北辺ヲ	侵ス。羅兵,	百濟ト	連合シテ	之ヲ破ル
485	乙丑								百濟,	来聘ス	倭, 闕貢ヲ問イ, 兵至ル (書紀)
486	丙寅										倭人, 辺ヲ侵ス
489	己巳					麗兵,	北辺ノ	狐山城ヲ	陥ス		
493	癸酉								百濟王,	請婚ス	新羅, 臨海・長嶺ノ二鎮ヲ置キ, 倭賊ニ備ウ
494	甲戌					麗兵,	大牙城ヲ	囲ム。百濟,	三千ノ	兵ニテ	之ヲ救ウ
495	乙亥					麗兵,	百濟ノ	雉塹城ヲ	囲ム。新羅,	之ヲ	救ウ
496	丙子					麗兵,	牛山城ヲ	攻ム。之ヲ	破ル		
497	丁丑					麗兵,	牛山城ヲ	攻メ	陥ス		倭人, 辺ヲ犯ス
500	庚辰										倭人, 長峰鎮ヲ攻メ陥ス
502	壬午				北魏ニ	朝貢ス (魏書)					
503	癸未	国名ヲ	新羅,	君主ヲ	王ト	称ス					
508	戊子				北魏ニ	朝貢ス (魏書)					
517	丁酉	始メテ	兵部ヲ	置ク							
520	庚子	律令ヲ	頒示ス,	百官ノ	公服・朱紫ノ	秩ヲ	制ス				

521	辛丑		南梁ニ朝貢ス(梁書)		百濟, 新羅使ヲ從エ南梁ニ朝貢ス(梁書)	
522	壬寅	(加耶国王, 遣使請婚ス)				
524	甲辰	法興王, 南境ヲ巡ル, 加耶国王来会ス				
525	乙巳				百濟, 交聘ス	
527	丁未					磐井叛乱シ, 新羅之ト結ブ(書紀)
528	戊申	璽メテ仏法ヲ行ナウ				
529	己酉					新羅加羅ノ, 四村ヲ犯ス(書紀)
530	庚戌				新羅, 百濟ト共ニ任那ヲ攻ム(書紀)	
531	辛亥	上大等ノ制, 始マル				
532	壬子	(金官国王, 国ヲ以テ降ル)				
536	丙辰	始メテ年号ヲ称ス。建元元年				
537	丁巳					新羅, 任那ヲ犯ス。タメニ倭至ル(書紀)
540	庚申	真興王即位, 時ニ7歳				新羅, 遣使朝貢ス(書紀)
545	乙丑	国史修撰ス				
548	戊辰			麗兵, 穂兵6千ト百濟ノ独山城ヲ攻ム。羅兵3千之ヲ救ウ		
549	己巳		梁使沈湖, 至リ, 仏舍利ヲ送ル			
550	庚午			麗・済相争ウ。羅王, 両国ノ疲レニ乘ジニ城ヲ取ル		
551	辛未	開国ト改元ス		新羅, 突厥ノ征麗ニ乗ジ10城ヲ攻取ス		
552	壬申				新羅, 百濟ニ代リテ漠城ニ入ル(書紀)	
553	癸酉			新羅, 麗ト共ニ安羅ヲ討タントス(書紀)	新羅, 百濟ノ東北鄙ヲ取り新州ヲ置ク。羅王, 百濟王女ヲ娶リ小妃トス	

		国 内	中 国	高 句 麗	百 濟	倭
554	甲戌			〔コレヨリサキ、麗濟通好ス(遺事)〕	百濟王、管山城ヲ攻メ敗死ス	
555	乙亥	真興王、北漢山ニ巡幸シ、封疆ヲ拓定ス			百濟ノ比斯伐ニ完山州ヲ置ク	
560	庚辰					新羅、遣使朝貢ス(書紀)
561	辛巳	真興王、群臣ヲ比子伐ニ会ス(昌寧碑)				新羅、遣使朝貢ス(書紀)
562	壬午	(加耶叛シ、新羅之ヲ降ス)			百濟、辺境ヲ侵ス。之ヲ敗ル	新羅、遣使朝貢ス(書紀)
564	甲申		北齊ニ遣使朝貢ス			
565	乙酉		北齊、金真興ヲ封冊ス(北齊書) 陳使劉思、僧ト至リ、釈氏・經論ヲ送ル			
566	丙戌		陳ニ遣使朝貢ス			
567	丁亥		陳ニ遣使朝貢ス			
568	戊子		陳ニ遣使朝貢ス(陳書)			
570	庚寅		陳ニ遣使朝貢ス(陳書)			
571	辛卯		陳ニ遣使朝貢ス(陳書)			新羅弔使至ル(書紀)
572	壬辰		北齊ニ遣使朝貢ス(北齊書)			
574	甲午					新羅、遣使朝貢ス(書紀)
575	乙未					新羅、遣使朝貢ス(書紀)
576	丙申	真興王薨ズ				

〔出典〕 三国史記・三国遺事(遺事)・好太王碑(碑)・昌寧碑。・日本書紀(書紀)・梁書・陳書・魏書・北齊書・資治通鑑(通鑑)・太平御覽(御覽)

〔註〕 ○()ハ略記号。

◦表中、出典ヲ記サスハ三国史記ニヨル。

◦日本書紀ニヨル場合、449年マデ干支二運クリ下ゲ。

四世紀後半から五世紀中頃まで高句麗の支配下にあったが、五世紀後半になると次第に高句麗からはなれ、むしろ百済と結び、高句麗に敵対しうるまでに国家的成長をなしとげている。この間の事情を新羅外交年表（第1表）を手掛りにしばらくみていこう。

新羅は、高句麗の勢力下に三七七年・三八二年と両度にわたる前秦入貢をおこなったが、このうち高句麗の支配力はさらに強化され、しばらく中国交渉も跡絶えざるをえなかったのである。そしてこの間、新羅王族の高句麗入貢・高句麗軍兵の新羅駐留・新羅王位（麻立干）の廃立等のこととなされたわけである。ところが、五世紀中頃から新羅の独立化の動きがみられるのである。四五〇年、新羅の城主が高句麗の辺將を出兵して掩殺するという事件がおきたこの時、新羅「王卑辞謝之」（新羅本紀）し、事なきをえたというものの、ここに新羅勢力の新たな動きがみとれよう。四五四年、これまで伝えられたことのない高句麗兵の北辺侵入が伝えられ、以後、高句麗の侵入は頻繁である。これらも新羅の対高句麗姿勢の変化と関係するのである。この姿勢の変化を端的に示すのは、四五五年の高句

麗の百済侵入にさいして新羅のとった態度である。新羅は兵をおくって百済を救ったのである。高句麗勢力からの離反を意味するものである。なお、この背景には、百済との友好関係がある。四三三年、百済の請和をいれ、四三四年、百済から良馬二匹、ついで白鷹を送られると、新羅は黄金明珠をもってこれに報聘している。そして四六四年には、高句麗の新羅駐留軍を一掃した。四六八年、高句麗の率いる靺鞨兵一万に北辺を侵され、悉直城が攻取された。この頃には、新羅は従来のような高句麗との関係は断ち、百済との友好関係を深めていったのである。

四七五年、高句麗による百済国都陥落のさい、新羅は、百済王子文周の求めに応じ、援軍一万を与えた。また、四八一年には、高句麗・靺鞨の侵略を、百済・加耶の援軍と共に撃退している。四八四年、高句麗が北辺を侵すと、百済の救援をえてこれを敗っている。四八五年、百済の来聘をうけ、さらに四九三年には、百済との間に和親がおこなわれ、百済王に伊伐浪比智の娘を嫁している。四九四年、高句麗兵の来襲にさいしては百済の救援をうけ、四九五年にはかわって救援軍を百済におくっている。このように、

新羅は百濟と和親まで行ない、緊密な關係を結び、高句麗に対抗したのである。しかし、さきにみた如く五〇二年・五〇八年の兩度にわたる对中国交渉は、いずれも華北の北魏王朝に対してであり、ここには高句麗の役割を考慮せざるをえない。たとえ、實力によってほぼ獨立を勝ちえた新羅であっても、中国との直接交渉路をもたない以上、辞を低くして交渉の便宜を依頼せざるをえなかったのである。ここに「智証王」でなく「智証麻立干」と称される所以があったのであろう。だがそれにしても、従来絶えていた中国交渉の復活は高く評價されてよからう。何故なら、さすがの高句麗もついに新羅の實力を背景としての要望をはばみえなかったからである。また、たとえ間接的なものであつたにせよ、中国王朝と接しえたことは重大であつた。當時の東アジア最高の文化に直接ふれたことにはかわりなく、その文物もたらされたに違いない。そして、これをなした新羅の君長は外交權を握ることによって、中国王朝からもその地位を認められ、ここに他の新羅豪族とはさらに違つた存在——王——となろうとしていた。

智証麻立干をついで即位したのは「法興王」である。こ

の王は、「法興」という王名からして、従来の新羅の君主とは違ふが、それもその筈、この王代に新羅は「隆行仏法」といわれているのである。^⑨なお、法興王代における特徴的な事柄としては、この仏教の国家的公認、それにともなう仏教文化の開花のほかにも、いくつかの重要なものがある。三国史記によって年代紀的にみることにしたい。法興王七年（五二〇）正月には「頒示律令、始制百官公服・朱紫之秩」している。日本に比し、その律令制定・実施の時期の早さには注目すべきものがあろう。ついで九年（五二二）三月「加耶国王遣使請婚。王以伊飡比助夫之妹送之」り、一一年（五二四）九月には「王出巡南境拓地。加耶国王来会」したのである。この和親は日本書紀継体天皇二年（五二九）条にも伝えられており、それによると加羅王の娶つたのは「新羅王女」であつたという。だが、中国の和蕃公主と同様に、当面「王女」か否かはさしたる問題ではない。^⑩和親が行なわれたのは事実であり、この結果、継体二三年紀によれば、かつて高句麗が新羅に軍兵を進駐して軍事的に支配した如く、新羅も加羅支配に類似の形態をとり、しかも風俗同化政策をもかねた如く思われるので

ある。法興王代に新羅の南境は急激にひろがり、やがて一九年（五三二）には、金官国主金仇亥の来降をみるのである。なお、金仇亥には、この時「授位上等」、以「本国」為「食邑」している。百濟が耽羅国王に「佐平」を授けた如く、新羅は金官国王に「上等」を授けたのである。ここにも両国の政治制度がかなり進んだものであったことを暗示するものがある。さて、金仇亥が授けられた「上等」であるが、これはおそらく前年の一八年（五三二）四月に「拜伊浪哲夫」為「上大等」、授「知国事」として創設された「上大等」と何等かの関係を有するものであろう。法興王代に「授知国事」するものとして「上大等」が創設されたことは重要である。すでに律令の制定により、国家体制が整備されかけている段階で、日本の太政大臣にも比すべき、国政の総覧者として「上大等」が設置されたことは、国王の地位が飛躍的に向上することを意味しよう。^⑪なお、これよりさき、法興王四年（五一七）には、始めて「兵部」が置かれ、国家機構の中で軍政官がまず整備されていく点に注目し価しよう。つまり、兵部設置→律令公布→上大等創設とつらなっていくのである。これは律令制による国

家支配機構の整備化にほかならない。そして、法興王三三年丙辰（五三六）、ついに建元がおこなわれるのである。

「始称年号」、「云建元元年」う。この建元、しかも年号まで「建元」とする事実こそ、新羅の国家的な成長の一つの帰結とみてよからう。また、これは新羅のこれまでの成長の帰結であると同時に、その出発点をも示しているのである。^⑫

ところで、新羅には、「建元」以前に「延寿」という年号があったとする見解があるので、これを検討しておきたい。

慶州の瑞鳳塚出土の銀合符には「延寿元年太歲在卯三月中、太王敬造合符用三斤六兩」（蓋内側）、「延寿元年太歲在辛三月申、太王敬造合符用□□□」（身内側）との銘文があり、その〈延寿元年太歲在辛卯〉は、従来考古学者の間で、新羅智証王二年辛卯（五一二）に比定されていた。^⑬しかし、最近にいたり、新羅訥祗王三五年辛卯（四五二）に比定されかけているようである。^⑭この〈延寿元年太歲辛卯〉が四五一年に比定しうるとすれば、次に問題となるのは、「延寿」が、どの国の紀年かという

ことであろう。四五一年といえは、新羅はなお高句麗の軍事的支配下にあり、国としての独立性は著しくそこなわれていた頃である。^⑦ そのような時点において、新羅が独自の

年号をもっていたとは考えにくい。また、後世の新羅貴族の記憶にも、その痕跡はない。むしろ、法興王の「建元」をもって、建元の時期と考えていたと思われる。すなわち、

真徳王二年（六四八）冬、新羅の遣唐使は唐の太宗より、「新羅臣事大朝、何以別称年号」と詰問をうけたとき、

未だ唐より正朔を頒つてもらえぬため「是故、先祖法興王以来、私有紀年」と答えたという。^⑧ ここに新羅の建元は、法興王の時代とする思想が明確に語られている。従つて、

「延寿」は、新羅の年号ではあるまい。いずれの国の年号かといえは、高句麗の紀年と考える。当時、新羅を支配下におき、「太王」を称していたのは、高句麗であつたからである。なお、南宋・北魏などの中国王朝には「延寿」の年号なく、その皇帝が「太王」を称すこともない。そこで「延寿」が高句麗の年号とすれば、この時点で「太王」として君臨していたのは、ほかならぬ「長寿王」ということになる。「長寿王」は、「延寿」の年号にふさわしい（長

寿）を保ったわけである。それはともかく、高句麗は、好太王の「永楽」につづいて年号を有し、長寿王が「太王」を称して、新羅に臨んでいたのである。

さて、新羅は法興王代にいたつて、ようやくかかる高句麗の掣肘を脱し、「建元」に端的にみられる如き国家的成長をなしとげるわけである。しかし、中国王朝との外交交渉となると、未だ独立してはおこなえなかつたのである。梁書新羅伝^⑨には、その間の事情を次のように伝えている。

其国在百濟東南五千餘里、其地東濱大海、南北与句驪・百濟相接。魏時曰「新羅」、宋時曰「新羅」、或曰「斯羅」。其国小不能自通、使聘。普通二年、王募名秦、始使使随百濟奉獻方物。（中略）語言待百濟而後通焉。

とある。これによれば、新羅は小国であつて自力で使聘を通ずることができなかった。普通二年（五二二）にいたり、新羅国王募秦（原憲）は、始めて使節をおくつてきたが、この時も百濟の外交使節に随つてきたのであり、その言語も百濟の通訳をまづはじめて通ずるものであつたという。なお、この時、派遣された百濟使節は、百濟王余隆のおくつたもので、梁書百濟伝には「王余隆、始復遣使奉表、

称「果破句麗」、今始興通好、而百濟更為「疆国」と伝えている。隋書新羅伝には、羅・濟間の事情を「其先附庸百濟、後因百濟征高麗、人不堪戎役、相率歸之、遂致強盛」と伝えている。いずれにしても、中国王朝の統一した見方は、新羅は、かつて弱小国であり、百濟の先導をうけて、はじめて中国と交渉をもちえたというのである。この評価がそのまま法興王代の新羅に適用しうるとは思わぬが、独自の力で外交をなしえなかったことは如何ともしがたい事実であった。

新羅が、高句麗・百濟の力をかりずに、みずからの手で中国王朝と外交交渉をもちえたのは、法興王の次の真興王の時であった。

北齊の武成帝河清三年（五六四）、この歳、新羅は高句麗・靺鞨とともに使節を北齊におくって朝貢した。翌四年（五六五）二月甲寅、武成帝は「詔以新羅国王金真興^②為使持節東夷校尉樂浪郡公新羅王」した。高句麗・靺鞨については特に伝わるものはない。このことからみても、新羅は独自の力で北齊に通じたものと思われる。新羅は、ここにはじめて外交自主権を確立しえたといえよう。なお、

それをなしうるためには、新羅の国家的成長はもとよりのこと、直接的には中国王朝に使節を送りうる交渉路の確保が必要であった。五五二年、新羅は宿望の西海岸進出をなしとげたのである。日本書紀欽明天皇一三年（五五二）是歳条は次のように伝えている。「百濟棄漢城與平壤。新羅因^レ此入^レ居漢城」と。三国史記真興王一四年（五五三）秋七月条は「取^レ百濟東北鄙置^レ新州。以阿浪武力為^レ軍主」と伝えている。ちなみにいえば、阿浪武力とは金武力であり、金庾信の祖父である。これよりさき、五五一年、新羅は「開国」と改元した。^②時に真興王一二年辛未であった。まさに国勢発展の途上にある当時の新羅にふさわしい年号といえよう。新羅は「開国」の年号に象徴される如く、北に、西に、南にと、その国境をおしひろげていった。今に伝わる真興王碑は、その記念碑である。北ははるか磨雲嶺（咸鏡南道利原）に戊子巡狩碑（五六八年）、そしてまた所謂黄草嶺碑（五六八年）を、西は西海岸進出を物語るが如くに北漢山（京畿道）に、南は昌寧（慶尚南道）に辛巳碑（五六一年）を各々建てている。また、日本書紀欽明天皇一三年（五六二）春正月条に「新羅打^レ滅任那官家」と伝え、

三国史記真興王二十三年（五六二）九月条に「加耶叛。王命異斯夫討之」と伝える所謂任那滅亡も、この真興王の時代であった。このように、新羅は真興王代に、内は「開国」の年号にふさわしく新羅国家の支配領域を拡大し、また国史編纂にも着手し（五四五年）、外は内的発展の必然として外交自主権を確立したのである。なお、新羅国王の中で、中国王朝の封冊をうけたのは、この時の真興王をもって嚆矢とする。ここに新羅王権の確立をみてよからう。ところで、真興王が、この時、封冊された「使持節・東夷校尉・楽浪郡公・新羅王」の称号は、当時の新羅の「大王」の性格をきわめてよくあらわすものであった。「楽浪」の名を称号の中にとりいれたものに、早くは、公孫氏があった。公孫淵は、二一三年、魏によって「楽浪公」に封ぜられたが、公孫氏の滅亡後は慕容氏がこれに代り、燕王皝は、三三四年、寧北將軍度を「楽浪王」に封じ、また、三五五年には高句麗王剣を「楽浪公」に封じた。三七〇年、前燕が滅亡し、ついで、晋は、三七二年、百済王余句を「領楽浪太守」に任じ、四一三年、高句麗王高璉を「楽浪公」に封じた。このうち、四二〇年、東晋が滅んで、南宋新王朝

がおこると、宋は、この年、高璉を「楽浪公」に封じ、璉は南宋朝を通じて、この称号を有した。また、四七九年、南宋を滅ぼし、これに代った南齊新王朝も、高璉に「楽浪公」の称号を認めた。このうち、「楽浪公」の称号は、璉のあとを継いだ高雲に伝えられ、雲は、四九四年、正式に南齊より封冊をうけている。五〇二年、南齊に代った梁王朝も、雲の「楽浪公」の地位を認めていたものと思われる。そのうち、五四八年、梁は、高延に代った高成を「楽浪公」に封じている。なお、この間、百済王は、四九五年時の遣南齊使節団の大使の慕遺を「楽浪太守」に任じて、その叙正を南齊に願っている。それはともかく、「楽浪」という伝統的な名称は、このように朝鮮諸国の断ちがたい願望であり、その時々「王」・「公」・「太守」号として用いられていたのである。もちろん、その称号は「王」・「公」・「太守」の順であり、ここにも高句麗の百済に対する優位性があるであろう。しかし、ここでは、なによりも五六五年の時点で、新羅王が「楽浪郡公」の称号をえたことを重視したい。

新羅の勢力が増大し、年号を「開国」と改元するほどに

領域の拡大をとげ、ついに西海岸地帯に進出した当時の新羅王にして、はじめて「楽浪郡公」の称号が与えられたのである。この時、「楽浪」の名を称号に帯びたものは、おそらく新羅王の「楽浪郡公」だけであつたろう。かつて、「楽浪公」の称号を独占した高句麗王も、すでにその称号を失ない、「領楽浪太守」として史上に姿をあらわした百済王も、のち、独自の郡制施行過程で「楽浪太守」を任ずるまでに成長したものの、この頃には、すでにその地の実を失なっていたのである。なお、この間の事情を一層明確に物語るものは、同じ北齊王朝の封冊であろう。五六〇年、高句麗王高湯は「遼東郡公」に、^⑤五七〇年、百済王余昌は「帶方郡公」に封ぜられたが、これらは五六五年に新羅王金眞興が「楽浪郡公」に封ぜられたことと全く軌を一にしている。すなわち、新羅は、五六五年の時点で、朝鮮の雄国たる高句麗・百済に相並ぶものとみなされたのである。ここに新羅の国際的な地位も定まったといえよう。ところで、この時点の新羅王の地位が、高句麗・百済の各王といかなる関係にあったか、次にみてみよう。

五六五年、眞興王は「東夷校尉」に任ぜられたが、麗王

高湯は、これよりさき五六〇年に「領東夷校尉」に任ぜられている。^⑥ほぼ同じ時期に「東夷校尉」と「領東夷校尉」が存在しているということは、両者の差異を物語るものであり、その地位は「領東夷校尉」の方が高かったものと思われる。^⑦百済王の場合は、この面からは検討できぬが、五七〇年、北齊が「以百済王余昌、為使持節・侍中・驃騎大將軍・帶方郡公」しているところからみると、これは高句麗王の爵位に比して遜色なく、その地位は高い。従つて、新羅の国際的な地位も、確かに朝鮮三国の一国として、その独立性は認められはしたものの、なお、高句麗・百済に一步下るものとみなされていたのである。これは国際社会に進出した時期の問題であり、その新しさの故に、やむをえないものであったといえよう。しかし、それはともかく、五六五年、眞興王は、従来の新羅王のなしえなかった国際社会における自己の位置づけをおこない、堂々と先進高句麗・百済に相並ぶ地位を確保したのであった。

所謂「眞興王戊子巡狩碑」は「太昌元年歲次戊子八月廿一日癸未、眞興王巡狩管境刊石銘記也」との書き出しからはじまるが、文中「眞興大王」の表記をみ、へ北漢山巡

狩碑」にも「真興太王」・「新羅大王」をみるのである。

ここ新羅においても、「大王」が、支配領域の拡大、支配体制の整備といった国内的要因を背景に、外交自主権の確立、国際的承認といった国際的な契機のもとに成立したのである。

① 三国遺事では、居瑟部（赫居世）↓次次雄（二代目）↓尼叱今（三代目）↓一六代目）↓麻立干（一七代目）↓二代目）↓王（三代目以後）となっている。

② 末松保和『新羅史の諸問題』二三～五頁。

③ 三国遺事王曆には「羅者網羅四方之民云」とある。

④ 三国史記卷四新羅本紀智証麻立干条。なお同記羅紀による場合は、以後とくにことわらない。

⑤ 日本書紀雄略天皇八年（四六四）春二月条に、高麗の精兵一百人の新羅駐留が記されている。一の註⑥参照。

⑥ 新羅は、四世紀末には高句麗の軍事的支配下にはいり、時には高句麗兵の駐留といった植民地的様相を呈していた（註一⑥・二⑤）。かかる状況下で、第一八代実聖麻立干（遺事）、第十九代訥祇麻立干（遺事・史記）等はいっいで高句麗の積極的な承認のもとに即位したのである。ところで、今西龍氏が指摘された如く、新羅の君長が麻立干と称せられたのは、王位が高句麗勢力によって左右された時期であり（註一の⑥）、また麻立干とは、本来、大首長などを意味した高句麗語の「マカリ支」の新羅化したものである、とは末松保和氏の指摘されたところであった（註一の⑥）。これらによって、私は、高句麗は新羅の君長を（麻立干）の称号で呼称し、時にはその称号で冊立した

こともあったと考える。麻立干が新羅の君長の称号として何時頃から使用されたものか以下に若干検討しておきたい。太平御覽卷七八一所引の秦書には「符堅建元十八年（三八二）、新羅國王嵇梁、遣使齎頭一献、美女。国在百濟東。其人多美髮、髮長大余」と「符堅時、新羅國王嵇梁、遣使齎頭一朝貢。堅曰、卿言海東之事、与古不同何也。答曰、亦猶中国時代變革、名号改易。」と記されている。ここに「新羅國王嵇梁」とあるのは、梁書新羅伝の「王募名秦」（王姓募名秦）や隋書倭国伝の「倭王姓阿每字多利思北（比）孤」の類であり、特に後者と対比が参考となろう。すなわち、中国側は君主号を君主の「名」と取り違えたものと思われる。「嵇梁」は麻立干のことであろうから、三八二年の時点で、新羅の君主が「麻立干」と号されていたことは間違いないまい。三国遺事によれば、時の新羅の君長は「奈勿麻立干」（三五六～四〇一）であり、麻立干の称号はこの君長からはじまっている。好太王碑文に「新羅旧是居民由来朝貢」とか「遣步騎五万住救新羅」とか記されたのは、まさにこの奈勿麻立干の時代なのである。しかも「新羅國王嵇梁」が遣使した中国王朝は華北の前秦王朝であり、高句麗經由の朝貢と考えられるのである。従って、新羅の君長が「麻立干」を称するのは、三国史記の新羅王系がほぼ信じるものとすれば奈勿麻立干の時代——三八二年を若干過る時期——からであり、また新羅が高句麗の支配にくみこまれるのも三七七年（註一の⑥）以前の同じく奈勿麻立干の時代のことと思われる。なお、この項は、栗原朋信「日本から隋へ贈った国書」（『日本歴史』二〇三）より示唆をうけた。

⑦ 新羅と中国王朝との交渉は、三七七年（資治通鑑卷一〇四晋紀烈宗太元二年春条）・三八二年（太平御覽卷七八一四夷部東夷新羅条）の二度にわたっている。なお、いずれも前秦との交渉であり、高句麗經由と考えられる（末松保和『新羅史の諸問題』一一八頁参照）。当時

の新羅の君長は奈勿尼師今（三五六～四〇二）であった。ところで、新羅が中国王朝と、五世紀において、交渉しえなかった点については、江畑武「四一六世紀の東アジアの世界——冊封体制をめぐって——」（朝鮮史研究会第五回大会報告論文集『日朝関係の史的再検討』）が、「五世紀初頭から四六四年頃まで新羅が高句麗の盟府下であり、とくに高句麗兵が駐在したならば、新羅が中国との国交を望んだとしても、高句麗の許可するところではなかったであろう」と述べており、賛意を表したい。

⑧ 魏書卷八世宗紀。

⑨ 「聖行仏法」の年は、末松保和氏によって、法興王「四年丁未（五二七）」とすべきであろう。なお、法興王紀の年紀についても末松「新羅仏教伝来伝説考」（『新羅史の諸問題』所収）を参照されたい。

⑩ 拙稿（一）、和親よりみたる場合）参照。

⑪ 上大等について、李基白（笠井倭人抄訳）「上大等考」（『朝鮮研究年報』六）も「上大等が設置された理由は王権が部族連盟の長としての性格から発展し、貴族勢力に超越する時期に、彼等を統率する必要からおかれた」と説明している。

⑫ 法興王代が新羅史の劃期をなしていることは、末松保和「新羅三代考」（『新羅史の諸問題』）に詳しい。

⑬ もっとも最近のものでは、久保常晴『日本私年号の研究』（昭和四二年）六二頁があり、また疑いをもちながらも「新羅の紀年」の項にいられているものには岡崎敬「三世紀より七世紀の大陸における国際関係と日本」（『日本の考古学』IV「昭和四一年」六二九頁）がある。その他、瑞鳳塚出土の銀合符についてふれた解説は、そのほとんどが、新羅の王の××年で説明しているところからみて、「延寿」を新羅の年号とみなしているものと推定する。

⑭ 浜田耕作『慶州の金冠塚』（昭和七年）一〇〇頁、『慶州金鈴塚師

履塚発掘調査報告』本文（昭和七年）二六三～四頁。

⑮ 有光教「一瑞鳳塚」（『國解考古学辞典』昭和三四年）五〇七頁・岡崎前掲論文六二九頁。なお、その可能性は早く浜田前掲書一〇一頁註において指摘されていたのである。

⑯ なお、瑞鳳塚はじめこの銀合符について、考古学者北野耕平氏の教示をえた。

⑰ 末松保和「新羅の質子」（『任那興亡史』第四章二）「高句麗との関係」（『新羅史の諸問題』第三編二）参照。

⑱ 三國史記卷五新羅本紀。

⑲ 末松保和「梁書新羅伝考」（『新羅史の諸問題』第八編）参照。

⑳ 北齊書卷七武成帝紀。

㉑ 金庾信の中央政界登場のためには、新羅の切望していた西海岸確保に尽力した金武力の力を考えざるをえない。なお、新羅王室と金官国王室との関係については、末松保和「金官国の国姓と国名」（『任那興亡史』第九章三）参照。

㉒ 「開国」改元について、池内宏氏は「余は領土の拡張が行はれたのに依って此の改元があったのであらうと思う」といわれている（池内宏『満鮮史研究』上世第二冊、昭和三五年、一一頁註三）。

㉓ 註一の⑭。

㉔ 資治通鑑卷九十九晉紀孝宗永和一〇年四月戊申条。

㉕ 註一の㉔。

㉖ 晉書卷九南文帝紀咸安二年六月条。

㉗ 宋書卷九七夷蛮伝高句麗条。

㉘ 註⑦・宋書卷三武帝本紀永初元年七月条。

㉙ 南齊書卷五八東夷伝高句麗条に「宋末高麗王・樂浪公高璉、為使持節・散騎常侍・都督・營平二州諸軍事・車騎大將軍・開府儀同三司」とある。

③ 南齊書卷二高帝本紀建元二年（四八〇）夏四月丙寅。なお、南齊書高麗伝は、建元元年（四七九）のこととしている。

④ 註③。

⑤ 梁書卷五四諸夷伝高句麗条に「天監七年（五〇八）、詔曰、高麗王、樂浪郡公雲」とみえる。

⑥ 梁書卷三武帝紀太清二年三月甲辰条。

⑦ 南齊書卷五八東夷伝百濟条。

⑧ 伝統的な「楽浪」「帶方」といった名称は、朝鮮諸国王の希望であったと同時に、他面では、中国王朝にとっても、忘れがたい栄光の夢でもあった。この伝統的名辭によって、直接支配はできぬにしても、間接的な統治権の主張を不断になしたものである。

⑨ 南梁による五四八年の「楽浪公」の封冊を最後に、史料から姿を消している。註③。

⑩ 北齊書卷五廢帝乾明元年二月戊申条。

⑪ 北齊書卷八後主紀武平元年二月癸亥条。

⑫ 註⑦。

⑬ なお、五五〇年、高成が北齊より、「領東夷校尉」から「領護東夷校尉」に任ぜられているところからみると、「領護東夷校尉」は、さらにその上に位置するものであったらしい。すなわち、「以散騎常侍・車騎將軍・領東夷校尉・遼東郡開國公・高麗王成、為使持節・侍中・驃騎大將軍・領護東夷校尉・王・公如故」（北齊書卷四文宣帝紀天保元年九月癸丑条）と記されるように、高成の地位の異動を示すものが主として記され、他は「如故」と一括されているのである。ちなみにいえば、散騎常侍・侍中、車騎將軍・驃騎大將軍、そして領東夷校尉・領護東夷校尉であり、「使持節」は新たに付加されたものであろう。また、五三二年、高延は北魏より、「使持節・散騎常侍・車騎大將軍・領護東夷校尉・遼東郡開國公・高句麗王」に封ぜられたが（魏

書卷一〇〇高句麗伝、その後、「天平中（五三四〜七）、詔加延、侍中・驃騎大將軍、余悉如故」とみえ（同上）、ここでも散騎常侍・侍中、車騎大將軍・驃騎大將軍と地位に異動あるもののみ記し、他は「余悉如故」と記している。ここに「領東夷校尉」と「領護東夷校尉」の違いをみるのである。さらにいえば、「領護東夷校尉」のほかに「領護東夷中郎將」というものもあり（魏書高句麗伝に、璉・雲が任ぜられている）、これは更にその地位が高かったものと思う。ちなみにいう、「護匈奴羌戎夷蛮越中郎將」の地位は「護羌戎蛮越校尉」より高い（通典卷三八後魏百官）。従って、東夷校尉・領東夷校尉・領護東夷校尉・領護東夷中郎將の序列が考えられる。

⑭ 註③。

⑮ 五五〇年、高成は、「使持節・侍中・驃騎大將軍・領護東夷校尉・遼東郡公・高麗王」に封ぜられている（註⑩）。

三 倭 の 場 合

《倭国》の統治者として中国王朝の承認をうけたのは、これまで知られている史料による限り、一応、卑弥呼をもって最初とする。漢書地理志には「夫楽浪海中有倭人、分爲百余国、以歳時来献見云」と記され、この頃には、倭国というとならえ方さえしておらず、楽浪に献見するものもかなりの数に上ったものと考えられる。やがて中国の三国時代ともなると魏に朝貢するものは三十余国にもおよんだという。魏志倭人伝は「旧百余国漢時朝見者、今使詔

所「通三十国」と記している。しかし、この間、後漢の光武帝の建武中元二年（五七）春正月辛未には「東夷倭奴国遣使奉獻」し、その「使人自称「大夫」すものまであらわれている。^② 史上に名をとどめた「倭奴国」は倭の中での強国とみなしてよからう。安帝の永初元年（二〇七）冬十月には、「倭国遣使奉遣」すと、はじめて「倭国」という語がみえている。これは倭を個々の国々に分裂しているものとしてとらえてきたのとは違い、一つのまとまりのある国（地域）とみなしはじめた一証であろう。この時、使者を派遣したのは「倭国王帥升（倭面土国王帥升）等」であり、彼等は生口一六〇人を献じたという。いくつかの国国が連合して一つのまとまりのある行動をとったために「倭国」というとらえ方がなされたのであろう。こののち有力な一国の王が立ち、「倭国王」となったが、内乱がおこり、やがて諸国の共立をうけて女王が誕生した。^④ これが卑弥呼である。彼女は「男弟」の補佐をうけて「倭国」を治め、朝鮮半島の覇者たる公孫氏に朝貢していたものと思われる。^⑤ ところが二三八年、公孫氏が魏の猛攻の前に滅亡し、「倭・韓」を統属していた帯方郡も魏の領有に決すると、二三九

年六月、「倭女王」卑弥呼は「大夫難升米等」を帯方郡におくり、魏の「天子」に朝献することを求めさせた。魏の少帝はこれを喜び、詔書して報えた。それは、「制詔親魏倭王卑弥呼」で始まり、「以汝為親魏倭王、假金印紫綬」し、また使者の大夫難升米・次使都市牛利の勞を慰らい、「以難升米為率善中郎將、牛利為率善校尉、假銀印青綬」すことなどを内容の一つとするものであった。二四〇年、帯方太守弓遵は建中校尉梯儻らを遣してさきの詔書印綬を奉じ、倭国に詣り「拜假倭王并齎詔」した。邪馬台国の卑弥呼はここに「親魏倭王」に封冊されたわけである。しかし、「假金印紫綬」とか「拜假倭王」とみえたように、正式の「倭王」に封冊されたものではなかった。まさに「假倭王」とでもいうべきものに封冊されたものといえよう。^⑥ つまり、魏は卑弥呼の「女王国」が倭の最強（連合）国であることみなして、一応彼女を「倭王」に封冊したにすぎない。倭国には、このほか「南有狗奴国、男子為王」「不属女王」といわれた国もあったのである。このように当時の倭は、まだルースにでも統一された国家とはいえなかった。魏が卑弥呼を正式に「倭王」

に封冊しえなかったのもそのためであろう。ところが、その点、五世紀の倭王はこれとは違っていた。

四三八年、讃の死後をうけて弟の珍が立ち、南宋に使者をおくって貢献し、「自称使持節都督倭百済新羅任那秦韓慕韓六国諸軍事安東大將軍倭国王」して「表求除正」めた。これに対して、「詔、除安東將軍倭国王」されたにすぎなかったが、とにかく珍は「倭国王」に封冊されている。ここに三世紀段階とは違ったはるかに統一ある国家の姿をみてよからう。^⑦ところで、珍の自称は、必ずやその〈兄〉讃の称号と関係があったことと思う。東晋の安帝義熙九年（四二三）、倭国は高句麗などと共に朝貢しており、使者をおくったのは「倭王讃」であつたと考えられる。^⑧讃はこの後、南宋に朝貢した。宋書倭国伝には、永初二年（四二二）のこととして「倭讃、万里修貢、遠誠宜甄、可賜除授」との詔文が伝えられており、讃は少なくともこの段階で除授をえているのである。元嘉二年（四二五）には「讃、又遣司馬曹達、奉表献方物」じている。なお、この時に派遣された「司馬曹達」は、都督軍府の属官である長史・司馬・参軍の「司馬」に任ぜられている「曹

達」ということであろう。^⑩讃はこの後も遣使朝貢して、その使節が元嘉七年（四三〇）正月に南宋王朝に達している。かかる朝貢をくりかえす間に、その称号も次第に高まり、やがて珍の自称に近いものとなったのであろう。^⑪従って、讃の時には、すでに讃が「倭国王」に封冊されても、他から何等の異議も唱えられないまでに倭国は統一され、王権もかなり強大なものとなっていたのであろう。もし、倭国が九州・四国・吉備・畿内といった地域に四分五裂していたならば、中国史書にさらに多数の〈倭王〉が多様性をもつて存在してよいのではあるまいか。さて、珍のあとをうけて、元嘉二〇年（四四三）「倭国王済、遣使奉献」した。そこで宋王朝は済を「復以為安東將軍倭国王」し、元嘉二八年（四五二）秋七月甲辰には「加使持節都督倭新羅任那加羅秦韓慕韓六国諸軍事」え、また軍号も「進号安東大將軍」めた。ここにいたって済の称号は正式には〈使持節都督倭新羅任那加羅秦韓慕韓六国諸軍事安東大將軍倭国王〉となった。この称号を実質のともなわぬ空虚のものと断定することはできぬように思う。珍の自称は済の称号中の「加羅」を欠き「百済」を加えたものであつたが〈高句

麗」の加わっていない点に注目したい。極端な言い方かも知れぬが、空名なら高句麗を含めても一向に差支えない筈であるが、珍の自称にもそれは含まれていない。また、授

爵側が、「加羅」を加えて「百濟」を抜いているところに

も、その称号の占めるかなりの役割が物語られているよう。
 〈倭国王〉等は、「倭国王」に封冊されることと、倭国内と南朝鮮の軍事的支配権の承認を中国王朝に期待したのである。当時の百濟王の称号が、「使持節都督百濟諸軍事鎮

東（大）將軍百濟王^{△△}」であったこと、また倭国王の称号に

も「使持節都督倭（中略）諸軍事安東（大）將軍倭国王^{△△}」

とみえることから考えると、この場合の「△△（国）王」とは、軍事権を一応ぎりはなしたものととして考えられていた

といつてよい。^⑫ 従つて、名実ともにその地域〈国〉の支配

者となるためには「△△諸軍事△△（国）王」という称号を

うる必要があったと考えられていたわけである。〈倭国王〉

が、〈使持節都督倭百濟新羅任那秦韓慕韓六国諸軍事安東

大將軍倭百濟新羅任那秦韓慕韓六国王^⑬〉と称さぬところに、

さきの称号の実質的な意味をみてよからう。讃・珍・済らの

地位を示す「倭国王」と、同国内の軍事権、それに南朝鮮における軍事的支配権だったのである。これは興・武としても同様であった。

ところで、珍は「亦求除正倭隋等十三人、平西・征虜・冠軍・輔国將軍号」め、これは「詔并聽」され、済も「并除所上二十三人軍郡」するを許され、武もまた自からを開府儀同三司に仮したほかに「其余咸假授、以勸忠節」めたいと願っている。このように倭国王は、自己以外のためにも爵号の除正を要請していたのである。しかも百濟の場合と同じく、倭国王もあらかじめ爵号を指定（假授）して、その除正を願っている点は注目に価しよう。

倭国王は、先例をみれば一目瞭然の如く、自己が「安東將軍」どまりになりうることも十分考慮した上で、配下の爵号を要請したものと考えられる。珍が「倭隋」のため「平西將軍」を要請して許されているのも珍にとっては十分考慮の上のことであつたろう。珍のえた称号を將軍号によつてみる限り、わずか一級の差である。「倭隋」という書き方は、「倭讃」・「倭王倭済」等と同様の表記法であり、こ

ものがある^⑤。倭国王以外の倭の高官に与えられた將軍号が知られるのは、上記四三八年時の「平西・征虜・冠軍・輔国」のみであるが、これを百済王の要請でえた百済貴族の將軍号と比較してみよう。なお、百済の場合は、四五八年・四九〇年・四九五年時の要請で、时期的には若干のずれがある。

第2表
倭・済両国將軍比較表

將軍	倭	百済
平西	13	3
征虜		2
冠軍		3
輔国		5
龍寧		4
建広		6
建振		1
揚広		3
宣威		1
		2
		1
計	13	32

この第二表をみてまず気付くことは、上級貴族の場合は、倭も百済も同じように征虜・冠軍・輔国等をえていることであろう。しかし、だからといって倭と百済は大差ないのであったとはいえない。百済は、かなりの时期的な幅をもちながら、輔国將軍以上はわずか八名にすぎない。これに対して倭は、一時期に輔国將軍以上が一三名もみえていたのである。しかも四三八年というきわめて早い時期にこれだけ多くの高級称号をえているのは注目ししよう。こ

こに少くとも、軍権との関連が考えられる高級武官の数に關しては、倭は百済にまさっていたということができよう。將軍号が意味をもちもつとも有効にはたらくのは、かつてあるいは現に中国王朝の支配機構に接した地域においてであろう。当面問題としていえるところでは、朝鮮半島である。ここは漢以来たびたび中国王朝の支配下におかれ、その支配機構にも接し、従って、將軍号のもつ意味にもかなりの知識を有し、かつその權威を認めていたものと思われる。百済王朝は、この伝統を積極的に活用し、自己の支配体制の強化をはかっていた。かかる背景をもとにして、はじめて倭国王の軍事的な南朝鮮支配権を示す称号や、征虜・冠軍・輔国の將軍号もよりよく理解できよう。高級將軍の量は、倭の百済に対する軍事的優位性を物語っていたのである。中国王朝は、百済王に「鎮東(大)將軍」の称号を与えて、「安東(大)將軍」の倭国王より高く評価していたが、これは当時の倭・済関係の現実からは遊離したものであった。それは、おそらく、かつて東晋が咸安二年(三七二)正月、百済王の朝貢をうけると、その六月使者をおくって百済王余句を「鎮東將軍領樂浪太守」に封じ

た、その伝統が南朝に継受されたところに、その理由の一端はあるのであろう。しかし、また、それを支えた当時の国際関係を無視してはなるまい。南朝にとって、最大の敵は北魏であり、高句麗は北魏牽制の意味においてまさに頼りになる存在であった。しかし、高句麗は、朝貢し、封冊をうけてはいるものの、必ずしも信頼できる臣属国とはいえなかった。^⑨百済は、この高句麗を、地理的にも牽制する重要な地位にあった。この南朝の対高句麗策が、百済の評価と関連していたのであろう。

さて、倭・済関係の開始は、三六七年丁卯、倭の使節が卓淳国に到り、百済の要望を知るに及んで、百済に赴いた時にはじまる。これよりさき、三六四年甲子、百済使節は倭との通交を求めて卓淳国に到り、「大船」の用意のため一たんひきあげていたのである。^⑩倭は、百済を通じてその勢力を北進せしめ、やがて高句麗と対決するわけである。ところで、この頃の倭・済関係を知る上に重要な史料として石上神宮の七支刀の銘文がある。今、福山説に従って、その銘文を記しておく。^⑪

泰和四年^(四?)□月十六日丙午正陽。造百練鉏七支刀。□辟百兵。宜

供供侯王、□□□□作。^(以上表、一行)
先世以来。未有此刃。百濫王世子。^(?)奇生聖音。故為倭王旨造。^(?)
備不□世。^(傳)（以上裏、一行）

七支刀の銘字の判断については、学者間にも異説があるが、ここでは栗原朋信・三品彰英両氏の研究に導かれながら、倭・済関係に関する私見を述べることにしたい。「和」が東晋の年号であることは、栗原氏によって証明され、「奇生聖音」が「奇生」＋「聖音」（敬称語尾）であることは、三品氏によって指摘されたところである。従って、この銘文の意味するところは、裏面は——これまでみることができなかったようなこの刃は、百済の（肖古）王と、その世子の奇生（貴須）王子が、「倭王旨」のために造ったものであり、後世に伝え絶えぬようにしてほしい——ということであり、問題の多い表面は——（東晋の）泰和四年（三六九）四（五）月十六日丙午の日に、百練の綱の七支刀を造り、これによって百兵（の不祥事）を避けることができよう、そこでこれは侯王におくるに宜しい。作者は……である——というのである。つまり、この頃、百済は、すでに東晋の正朔をうけ、これに服属していたが、倭と交

渉をもつにおよんで倭の軍勢力を評価し、倭王の関心をう
るため、他のものと共に、この七支刀をおくったものであ
ろう。^②だがこの頃、百済の国勢は大いにふるい、三国史記
によれば、三七一年、百済王は精兵三万を率いて高句麗の
平壤城を攻め、ついに高句麗王を戦死せしめ、この戦果を
もって、翌三七二年には東晋より「鎮東將軍・領樂浪太守」
の称号を与えられたほどであった。従って、この期の倭・
済の關係は、百済王からみると、倭王は「侯王」と記さ
れてしかるべき存在であったのである。^③この七支刀の銘文
が刻まれた年、倭は半島に出兵して新羅を討ち、百済の
「王肖古及王子貴須」と会している。^④ところが、やがてこ
の關係は一転して、三九一年辛卯には、百済は倭の「臣
民」となったのである。^⑤この後、百済王の中には、倭の冊
立をうけて百済王となるものもあった。四〇五年乙巳、百
済の阿花王が死ぬと、質として倭国におくられていた腆支
が、倭王の冊立をうけて百済王となつてゐる。また蓋鹵王
の死後、「汝州王」は倭国に頼るところ大であつたといふ。^⑥
その後、四七九年己未には文斤王の死後、質として倭にき
ていた昆支王の次子の末多王が、倭王（雄略天皇）によつ

て冊立され、倭の軍勢力を背景に百済に渡り、百済王とな
つてゐる。これが東城王である。^⑦なお、倭の軍勢力を背景
として王位についたものには、このほか聖明王の王子余昌
があり（五五七年丁丑三月）、これを威徳王といふ。^⑧

百済から〈質〉として倭国へおくられたものには、三九
七年丁酉、阿莘王のときに、その元子腆支があり、四六一
年辛丑、蓋鹵王のときに、弟の琨支君、またそのさい、琨
支の王子等も従つてきている。^⑨前述した末多王もその一人
である。五〇四年甲申には進調使として倭に渡来した麻那
君が質とされたが、五〇五年乙酉、百済は「百済国主之骨
族」斯我君を質としておくつてゐる。^⑩聖明王のときには、
質も制度化しており、五四七年丁卯四月「貢下部東城子
言、代德率汶休麻那」、^⑪五五四年甲戌には「貢德率東城
子莫古、代前番東城子言」といわれるほどであつた。ま
た、五五五年乙亥、聖明王の戦死後、その王子余昌は弟の
恵をおくつてきたが、これも質となりうるものであつたと
いふ。^⑫この後では、六三一年辛卯三月、武王の孫の豊璋
王子が質としておくられている。^⑬また質に類するものに翹
岐・塞上（城）忠勝らがあり、彼等はみな王族であつた。な

お、豊璋・塞上（城）忠勝らは六六〇年の百濟滅亡時にも在日しており、その期間はきわめて長い。このほか、六四二年壬寅には「百濟質達率長福」なるものが、小徳を授けられており、長福もこの頃、質として来朝したものであろう。さらに、六四三年癸卯七月、大使として渡来した達率自斯は「質達率武子之子」であつたという。^④このことから、かつて達率武子という貴族が質として日本にきていたことが知られよう。また、六四五年乙巳、百濟使節に「鬼部達率意斯」の妻子らの送遣を命じているところからみると、これも質となつていたのであろう。

以上、みてきたように、百濟の質は「百濟国主之骨族」といわれる百濟王族や、達率・徳率といった高級貴族が多く充てられていたようである。この、質として多くの百濟王族や高級貴族が、倭（日本）に渡来していることは、百濟がその外交使節に王族や高官を任用したことと無関係ではあるまい。いずれも、百濟の倭（日本）依存度の深さを物語るものであろう。

さて、倭国へ質をおくつたのは、百濟のみではなかった。新羅もやはり倭国へ質を出していたのである。四〇二年壬

寅、倭国との通好のため、奈勿王子末斯欣が質にあてられ倭へおくられている。^⑤その後、六四七年「上臣大阿湌金春秋」が質として国博士高向黒麻呂に従つて来日し、六四九年には「沙喙部沙湌金多遂」、^⑥六五五年には「及湌弥武」^⑦が各々質となつている。新羅の質は、百濟に比して少なく、また概してその身分も高くない。^⑧時代はかなり下るが、三国史記哀莊王三年（八〇二）二月条に「授均貞大阿湌、為倭王子、欲以質倭国、均貞辞之」との記事があるのも参考となろう。つまり、金均貞に大阿湌の位を授けたのを機会に、これを「倭王子」となして、倭国（日本）への質としようとしたが、均貞にことわられた、というのである。均貞が承知すれば、〈王子〉という触れ込みで日本へ質として来ることになつたことであらう。いずれにせよ、百濟とは比較にならぬ〈質〉の状態である。外交使節の身分が百濟のそれに比し格段と差のあつたことと共に、それだけ新羅は、倭（日本）から独立した立場にあり、その国家意識は高かつたといえよう。

それはともかく、四世紀末から五世紀にかけて、倭国は急激な国家的成長をとげた。朝鮮半島の軍事的支配権をめ

ぐつては高句麗と争い、中国南朝の封冊をうけ、ときに百濟・新羅からは服属の証である質をとり、また、百濟・新羅と和親をも行なったこともあった。さらに、その軍事力を背景に、百濟王を封冊することさえもあったのである。

また、百濟王のなかには、積極的に武器・兵士の供給を倭にあおごうとするものもあり、倭国王はそれに応ずることもあった。なお、百濟は、その〈封城図〉とも覚しきものさえ貢上したこともある。このような国際関係の中における倭国王は、単に倭国内の王にとどまらず、百濟・新羅・加羅諸国の上に聳えた王——王中の王——大王であったのである。また、五世紀の倭国王は、現に「大王」を称していたのである。江田船山古墳出土の太刀銘と隅田八幡宮所蔵の鏡銘にそれがみえている。^④太刀銘には「治天下瓊宮弥都歯大王」とあり、これは反正天皇にあてられている。なお、反正天皇は、宋書の珍・梁書の弥に比定されており、これに従えば、五世紀の倭国王は、中国王朝に対しては「倭国王」を称しながら、他面では「治天下……大王」と称していたことになろう。^⑤また鏡銘には「癸末年八月日十大王年、男弟王、在意柴沙加宮、時、斯麻、念、長寿、遣、開

中費直・穢人今洲利二人等、取、白上銅二百旱、作此鏡」とあり、「癸末年」に諸説あつて定まらないが、「大王」・「王」という銘文に注目したい。これによって「大王」が「王」以外の存在であつたことも知りうるのである。

① 後漢書卷一下。

② 後漢書卷一一五東夷倭条。

③ いわゆる北宋版通典（内藤虎次郎『読史叢録』〈昭和四年〉六四頁）参照。なお、同条に関する研究史は直木孝次郎『國家の發生』（岩波講座『日本歴史』1所収）二〇三―四頁を参照されたい。最近、三木太郎『倭国王帥升等』の「管見」（『日本歴史』二一八）は、「倭国王帥升等」を「倭國の主帥の升等」の誤りとしたが、私は北宋版通典や藤原兼良の日本書記纂記所引の東漢書等から「倭面土國王帥升等」を原文とみる。なお國王自らが赴いたかどうかという議論はあまり意味がないように思われる。後漢書倭伝は「建武中元二年、倭國奉貢朝賀、使人自称大夫」（中略）安帝永初元年、倭國王帥升（倭面土國王帥升）等獻生口百六十人、願請見」とあるが、「倭奴國」は、光武帝紀によれば「遣使奉獻」したものであり、「倭國王帥升（倭面土國王帥升）等」も、当然「遣使奉獻」したものであろう。安帝紀には「倭國遣使奉獻」とあるのである。面土國を中心とする連合國家が「倭國」として捉えられていたのであろう。藤間生大『埋もれた金印』（昭和三五年）・井上光貞『日本國家の起源』（昭和三五年）・直木前掲論文参照。

④ 魏志倭人伝によれば、当時の国々の中には、伊都國のように「世有王」といわれるものもあり、その意味では、卑弥呼は〈王中の王〉・〈大王〉であつたともいえよう。後漢書倭伝の「使厭通於漢者三十

許國。國皆稱王、世世傳統。其大倭王居邪馬台國。」にみえる「大倭王」は「倭の王の大なるもの」の意味も含んでいたものであろう。

⑤ 三国志魏書東夷傳韓条によれば、公孫氏が帶方郡を建てて以来、「倭・韓遂屬帶方」とみえるように、倭は公孫氏の帶方郡に属したのである。このうち、二二八年、公孫氏が滅亡して、帶方郡が魏の領有となると、二二九年六月、倭女王卑弥呼は、この魏の帶方郡に使者を送ったのである。前掲大庭論文参照。

⑥ 王侯の封拜（封冊）には、「以……為……」「封……為……」「拜……」「封……」等と記するのが通例であり、「（拜）倭」は例が少ない。三国志魏書東夷傳韓条に「景初中、明帝密遣帶方太守劉昕・樂浪太守鮮于嗣・越海定二郡。諸韓國臣智加・賜昌君印綬、其次与昌長。其俗好衣幘。下戸詣郡朝謁、皆假衣幘。自服印綬・衣幘千有餘人」とあるのが参考になろう。韓の支配層の臣智の中、大なるものには「昌君印綬」を「加賜」し、その次のものには「昌長（印綬）」を「与」えたにもかかわらず、下戸の朝謁するものには「衣幘」を「假」したという。「假」が身分の低いもの、あるいは一段おちるものに使用されている好例である。もっとも三上次男『古代東北アジア史研究』（昭和四十一年）は「下戸」（帶方）郡にいて朝謁する際は、みな一時、衣幘をつける」（一〇八頁）とこの箇所を解釈しており、これに従うと「假」を私のようには解せないことになるが、私はこれをとらない。池内宏『滿鮮史研究（上世編）』（昭和二十六年）の「衣幘を欲しがって来る下戸に之を與へ」（二四三頁）などの解釈を是とする。なお、王に「假」するという同じ頃の例には、魏書牽招伝にみえる「假峭王」がある。遼東太守公孫康は「遣使韓忠・齎單于印綬・往假峭王。峭王大会群長。忠亦在坐。峭王問招。昔袁公言、受天子之命。假我為單于。今曹公復言、当更白天子。假我真單于。遼東復持印綬來如。此誰當為正。招答曰、昔袁公承制得有所」

拜假。中間違錯天子命、曹公代之、言當白天子。更假真單于。是也。遼東下郡、何得擅稱拜假也。（下略）」とあるのがそれである。遼東の公孫康は峭王に「單于印綬」を「假」し、魏の曹操もまた峭王を「真單于」に「假」そうとしたわけである。ところで、この牽招伝において、授爵・封拜が、すべて「拜假」「假」と記されているならば、「拜假」「假」「拜」「封」「授」と解さねばならず、「拜假」「假」をとりたてて論ずるにも及ばないわけである。そこで、他の事例をあげることにする。いずれも牽招自身の事例しかないが、「拜・護烏丸校尉」「拜・平虜校尉」「拜・招使持節護鮮卑校尉」「拜・右中郎將・出為雁門太守」「明帝即位、賜・爵關内侯」と記されている。これらからみて、「拜假」「假」は、やはり「拜」等とは違う。本来のものよりは一段階おとした扱いなのであろう。なお、これは、大庭脩『卑弥呼を親魏倭王とする制書』をめぐる問題（『末永先生古稀記念『古代学論叢』所収）が明らかにした卑弥呼を親魏倭王に任命する辞令が「外夷の王に与えるので国内の王より一段階おとした書式になっている」とこと対応するものであろう。なお、「假」が一段階おちるものである例証を二・二あげ参考としよう。(1)周大肥は「出除使持節冀青二州刺史・假・祭陽公。尋徵還、位特進。假出為冀青二州刺史。尋入為内都大官。從討赫連昌、以功授祭陽公。けられたる（魏書卷三〇周大肥伝）。(2)「默廢於是殺我行人假鴻臚卿。感恩言。思言對賊不屈節。特贈鴻臚卿」（旧唐書卷一九四）。これらによって知られるように、「假」は「正」・「真」に対するもので、一段階おちるものである。五世紀の倭王や百濟王が、しきりに「假（行）」したものの「除正」を願ったのも類似の概念である。つまり、「正」・「真」に至る一歩手前の段階ということである。「假」が制度の中に定着したものには「使持節為上・持節次之、假節為下」（宋書卷三九百官志）というものがある。以上、卑弥呼の「假倭王」なることを

論してきたが、おわりに中国王朝——ここでは魏——の蛮夷の「王」の封拜について付言しておきたい。もちろん詳しくは後考を俟たねばならぬが、一般には、「王」の封拜とは「正王」の封冊であり、「侯王」は特例であつたと思われる。つまり、二三〇年に大月氏王波調を「親魏大月氏王」と「為」した（三國志魏書明帝紀太和三年二月癸卯条）のも、車師後部王婁多婁が「受魏王印」けた（同書所引魏略西域伝）のも、「拜侯」「侯」ではなかつたらうと考えるものである。

⑦ この時点では、「倭王」に「侯」されるのではなく「倭国王」に「除」されているのである。なお「倭王」と「倭国王」の違いについては、栗原朋信「漢帝國と印章」——漢委奴国王王印に関する私印説への反省——（『古代史講座』四）参照のこと。

⑧ 晋書一〇安帝紀。

⑨ 南史卷七九夷貊伝東夷倭国条に「晋安帝時、有倭王讃、遣使朝貢」とある。

⑩ 百済の外交使節団の編成が参考となろう。四二四年、百済王余暎が南宋に遣わしたのは「長史張威」であり（宋書卷九七夷蛮伝百済条、四七二年、百済王余暎が北魏に派遣したのは「私署冠軍將軍騎馬都尉弗斯侯長史余礼・龍驤將軍帶万太守司馬張茂等」であり（魏書卷一〇〇百済伝）、百済王牟大が南齊におくった使節は、四九〇年の「行建威將軍広陽太守兼長史臣高達・行建威將軍朝鮮太守兼司馬臣楊茂・行宣威將軍兼參軍臣金邁等三人」と、四九五年の「行龍驤將軍葉浪太守兼長史臣慕遣・行建威將軍城陽太守兼司馬臣王茂・兼參軍行振武將軍朝鮮太守臣張塞・行揚武將軍陳明」等であつた（南齊書卷五八東夷伝「百済国」条）。以上、傍点〇印にみる如く、「長史・司馬・參軍」というのが当時の百済の使節団編成である。後代の例であるが、六七〇年、熊津都督府は「（百済）司馬・司馬・司馬」を新羅におくっている（三國史記新羅本紀文武王一〇年秋七月条）。また六六七年、百済

鎮將劉仁願は「熊津都督府熊山界令上柱国司馬法聰」等を日本に派遣している（日本書紀天智天皇六年十一月乙丑条。中国の設置した都督府の属官のうち「司馬」が日本や新羅に派遣されているところに、当時の中国の国際感覚がみとれるが、また、同様に、五世紀の倭の姿勢をもうかがえよう。七・八世紀において、日本が派遣した外交使節に、王族はもとより、三位以上の高級官僚がいなかつた事実、またそこにみられた日本の古代貴族の矜持——国際意識——については、すでに拙稿「古代東アジアの国際関係」(『使節よりみたる場合』)「ヒストリア」五〇でふれたところであるが、それが早くも五世紀にあらわれている点、注目しほしう。さらにいえば、こうした姿勢が、遣隋使の「倭王以天為兄、以日為弟、天未明時、出聽政脚跌坐、日出便停理務、云委我弟」との言となり、国書の「日出処天子、致書日没処天子、無恙」との文章となつたのであろう。前者は高祖をして「此大無義理」と言わしめ、後者は煬帝を「悦」ばせなかつた。これが七世紀初頭の日本である（隋書卷八一東夷伝倭国条）。もつて六世紀の状態をも察しえよう。さればこそ「入朝者、多自矜大、不以実対」（旧唐書卷一九九東夷伝倭国日本国条）とか、「妄夸其国」（新唐書卷二二〇東夷伝日本条）と、中国王朝をとまどわせることとなつたのである。

⑪ 前掲拙稿(一八頁下段では、四二二年にすでに珍の自称に近いものになつたとしたが、本文の如く改めたい。なお、讃と珍の称号の關係については、拙稿(四)の註③を参照されたい。

⑫ シンボジウム『日本国家の起源』(昭和四一年)一三頁において、小林行雄氏も「政治権と軍事権とが分離されている」と指摘されている。施政権と軍事権が分けて考えられていた例証を南齊書卷五八東夷伝からあげよう。〈輔国將軍加羅國王〉がそれである。南齊の建元元年(四七九)、「加羅王荷知」は使節を南齊に派遣し朝献した。南齊の

太祖は、これに対して「可授輔國將軍本國王」と「詔」した。ここに荷知は南齊によって「加羅國王」に封冊され、また軍号を「輔國將軍」と与えられたわけである。輔國將軍の地位は第2表によって知られるように、國王が授けられるに低い軍号といえよう。百濟では貴族でさえこの上の征虜將軍・冠軍將軍をえているのである。それはともかく、この年、南齊は「倭王武」を「使持節都督倭新羅任那加羅秦韓（蔡韓）六國諸軍事安東大將軍倭王」に「新除」し、さらに「鎮東大將軍」に進号している。また高麗王高麗王同年に「進号驃騎大將軍」められている。このように倭王武や高麗王高麗王が進号されているのは、この年、蕭道成が宋王朝をたおして南齊新王朝を樹立したことが関係がある。加羅國王荷知の遣使朝貢は、この新王朝樹立の年におこなわれたのである。南齊は、荷知を「加羅國王」に封冊する一方、倭王武を「使持節都督倭新羅諸軍事」に叙しているのである。ここに、施政権と軍事権が分けて考えられるものであったことが理解されよう。南齊は、加羅王に加羅國の主権を与え、倭王には加羅國の軍事権を与えたのである。なお、倭王武に対する四七九年の南齊の新除は、この年の倭王の朝貢を必ずしも意味するものではない。この点、拙稿「五世紀の日本と朝鮮——江畑武『四——六世紀の東アジアの世界』を読んで——」（『続日本紀研究』一四三）を参照されたい。

⑬ 梁書卷五四諸夷伝高句麗条の「以高句麗王安為平州牧、封遼東・帶方二國王」が参考となろう。また、王ではないが、類似のケースとして次の例なども参考となろう。南齊書卷五九河南伝によると、吐谷渾の拾寅は、建元元年（四七九）、「使持節、散騎常侍、都督西秦・河・沙・三州諸軍事、驃騎大將軍、領護羌校尉、西秦・河・二州刺史、河南王」に封ぜられている。註⑫とも関連することであるが、拾寅は、軍事的には西秦・河・沙の三州を支配し、行政的には、その中

の西秦・河の二州の支配を認められていたわけである。

⑭ 前掲拙稿（出）へ封冊よりみたる場合・拙稿「五世紀の百濟大王とその王・侯」（前掲）参照。

⑮ 註⑭（一八頁）。⑯ 註⑭（二二）一三頁。

⑰ 日本書紀神功皇后摂政四十六年三月乙亥朔条。

⑱ 福山敏男『日本建築史研究』（昭和四三年）五四〇頁。なお、解説にさいしては、樺本社人「石上神宮の七支刀とその銘文」（『朝鮮学報』三）を参考にした。

⑲ 栗原朋信「七支刀の銘文についての一解釈」（『日本歴史』二二六）。

⑳ 三品彰英「石上神宮の七支刀銘文」（『日本書紀朝鮮関係記事考証』上）。

㉑ 註⑲。

㉒ 日本書紀神功皇后摂政五十二年秋九月丁卯朔丙子条に「久氏等從二千熊長彦詣之。則獻七枝刀一口・七千鏡一面、及種々重宝。仍啓曰、臣國以西有水。源出自谷耶鉄山。其邊七日行之不及。当飲是水、便取是山鉄、以永奉聖朝」とみえる。

㉓ 銘文には、栗原氏が指摘された如く「敬語」が見当たらず、また三品氏の如く「百濟王・世子寄生聖音」と解すならば、金錫亨氏の「自ら天子として処する百濟王がかれの『倭王』になっている倭王に与え」（金錫亨・村山正雄・都龍雨共訳）「三韓三国の日本列島内分国について」たと銘文を読むことも可能であろう。なお、金載洪「村山氏の『古代の日朝関係について』をよんで」（『鄭智和訳、『朝鮮学術通報』三一〇）の銘文解釈については、栗原論文（註⑲）が参考となる。

㉔ 日本書紀神功皇后摂政四十九年春三月条。

㉕ 高句麗好太王碑文。

㉖ 日本書紀応神天皇十六年是歲条に「（応神）天皇、召直支王謂之

曰、汝返於國、以嗣位」とみえる。なお、その時の事情については三品前掲書「四二」三頁、拙稿「五世紀の『百濟大王』とその王族」

『朝鮮史研究會論文集』四、第一章4の『第三期』参照。

②⑦ 日本書紀雄略天皇二年三月条。

②⑧ 日本書紀雄略天皇二年夏四月条。

②⑨ 日本書紀欽明天皇一七年春正月・一八年春三月庚子朔条。

③⑩ 三國史記卷二五百濟本紀阿莘王六年五月・日本書紀応神天皇八年

春三月条所引百濟記。

③⑪ 日本書紀雄略天皇五年秋七月条・同条所引百濟新撰。

③⑫ 日本書紀武烈天皇六年冬一〇月条。

③⑬ 日本書紀武烈天皇七年夏四月条。

③⑭ 日本書紀欽明天皇八年夏四月条。

③⑮ 日本書紀欽明天皇一五年二月条。

③⑯ 日本書紀欽明天皇一六年春二月条。

③⑰ 日本書紀舒明天皇三年三月庚申朔条。

③⑱ 日本書紀皇極天皇元年二月庚戌・四月丙戌朔癸巳・乙未・五月乙卯

朔己未・乙亥・戊寅・七月乙亥・二年四月庚子条。

③⑲ 『日本古代人名辞典』三(昭和三十六年)は、「塞上忠勝」を一人と

して扱っており、日本古典文学大系『日本書紀』下(昭和四〇年)三

一四・五頁は「塞上・忠勝」の二人と解している。しかし、斉明紀六

年冬一〇月分註「送王子豊璋及妻于、与其叔父忠勝等。其正發遣之

時、見于七年。或本云、天皇立豊璋為王、立塞上為輔、而以

礼發遣焉」によって、私は同一人物かと考える。なお、「塞上忠勝」に

ついては、前掲辞典を参照されたい。塞上は皇極紀元年二月戊子条に

「百濟」弔使報言、百濟國主謂臣言、塞上恆作惡之。請付遣使、

天朝不許」とみえ、前引分註にもみえている。従って、六四二年に

はすでに在日しており、六六〇年の百濟滅亡時まで日本にいたことに

なろう。

④⑩ 日本書紀皇極天皇元年八月丙申条。

④⑪ 日本書紀皇極天皇二年秋七月己酉朔辛亥条。

④⑫ 日本書紀孝德天皇大化元年七月丙子条。

④⑬ 拙稿「古代東アジアの國際關係」(F)へ使節よりみたる場合、参照。

④⑭ 三國史記卷三新羅本紀実聖王元年三月条、卷四五朴提伝。

④⑮ 日本書紀卷二五孝德天皇大化三年是歲条。

④⑯ 日本書紀卷二五孝德天皇大化五年是歲条。

④⑰ 日本書紀卷二五齐明天皇元年是歲条。

④⑱ 註⑬。

④⑲ 拙稿「古代東アジアの國際關係」(H)へ和親よりみたる場合、参照。

④⑳ 日本書紀仁德天皇四一年春三月条に「遣紀角宿禰於百濟、始分國

郡置場、具錄郷土所出」とみえる。また、日本書紀孝德天皇大化元

年七月丙子条に「遣三輪栗隈君東人、觀察任那國界。是故、百濟王

隨、勒、悉示其界……任那所出物者、天皇之所明覽。夫自今以

後、可具題國與所出調」とあるのも参考となろう。しかし、だ

からといって、百濟が完全に制圧されたことにはならない。旧唐書卷

一九九東夷伝高麗・唐書卷二二〇東夷伝高麗条によると、六二八年、

太宗が突厥の頡利可汗を破つた時、高句麗王建武は、使者を派遣して

賀し、「并上封域圖」したという。だが衆知の如く、高句麗は唐と

いくたびも戦いをまじえたのである。このことから、封域圖の貢上

がそのまま完全制圧とはならぬことを理解しえよう。

⑤① 福山敏男「江田発掘大刀及び隅田八幡神社鏡の製作年代について」

『考古学雑誌』二四一一による。

⑤② 日本古典文学大系『日本書紀』(J)補注12—1「江田船山古墳出土大

刀の銘」参照。

⑤③ 栗原朋信「耶馬台国と大和朝廷」(『史観』七〇)参照。なお、百濟

の場合ではあるが、『百済大王』が中国王朝に対しては「百済王」にとどまらざるをえなかった理由を、「古代東アジアの『大王』について——百済大王考補論——」（『京都府立大学学術報告 人文』二〇）において検討しておいたので参照されたい。

む す び

古代東アジアの日本と朝鮮において、「大王」が成立したのは、時期的には高句麗が一番早くて四世紀末期、次は倭国で五世紀前期、次は百済で五世紀中頃、そして新羅に六世紀中頃であった。これはそのままそれらの古代国家の成長過程を示すように思われるのである。それぞれの「大王」の成立過程をいま一度ふりかえてみると、高句麗にあっては、四世紀末から五世紀初頭にかけての急速な領域の拡大、新羅・百済等の近隣諸国の臣属——朝貢・質子——、さらには新羅君長の封冊、そして「大王」制の成立を暗示するが如き建元などがみられたのである。新羅は、五世紀後半にはいると、長期にわたった高句麗勢力の支配から離脱する方向にむかい、六世紀初頭には国名・君主号を「新羅国王」と定め、近隣諸国の臣属をうけることになった。また、この間、きわめて素朴なものではあっても律令の制

定があり、中央集権化への歩みもはじまり、建元がおこなわれ、国史も編纂されたのである。そして六世紀中頃には急速な領域拡大があり、この結果、中国王朝との直接交渉路も確保され、封冊をうけ、国際社会にその地歩を築きえたのである。まさにこの頃、新羅に「大王」が成立したのであった。本稿では、ふれなかったが、百済においても「大王」は、急速な領域拡大、中央集権化、王権の強化、それに中国王朝との積極的な交渉の中に成立したのである。倭国の「大王」の成立にさいしても、その背後には、四世紀末にはじまる急速な領域の拡大、南朝鮮諸国の臣属——朝貢・質子——、時には百済君主の冊立、また中国王朝との交渉といった事実があったのである。なお、「倭国王」の称号（使持節都督倭百済新羅任那（加羅）秦韓慕韓六（七）国諸軍事安東大将军倭国王）に倭国の「大王」の性格が端的にあらわれているといえよう。また、「倭国王」が、その称号の中に新羅を含めたのは、一つには、かつて四世紀末に一時的にせよ軍事的に制圧した事実が背景にあったからであろう。その後、新羅は高句麗の支配下にはいるが、五世紀後半には独立をはかり、百済との友好関

係を密にした。ところが、当時の百済は倭国に臣属しており、そのため倭国は、新羅を百済同様に属下とみなしたわけである。新羅もまた高句麗の直接的な支配から脱するために倭国の優位性を必ずしも否定しなかったであろう。しかも新羅は五世紀を通じて中国と交渉をもてず、自己の地位を国際社会に位置づける術をもたなかったのである。次に、「倭国王」が、その称号の中に百済を含みえず、爵号においては、むしろ百済王の地位が高かった点を考えておこう。結論的にいえば、それらは当時の中国南朝の問題関心と深くかわりあっていたのである。五世紀の南朝にとって最大の脅威は北魏であった。この北魏を牽制しうるものは、北方の蠕蠕と東方の高句麗であった。なかでも高句麗は、北魏王朝において、中国南朝にあいつぐ高待遇をうけており、その国際社会に占める地位は高かった。したがって、南朝にとって、高句麗は北魏牽制に欠くことのできぬ存在であった。ところが高句麗は、南朝のみならず北朝にも朝貢しており、南朝にとって必ずしも信頼できる国ではなかった。この高句麗を牽制しうるものは、高句麗北方の諸国か、南方の百済であった。南朝としては、朝貢下

にある百済を奇貨として珍重すべきは理の当然であった。これに対して倭国は、北魏対策では問題外であり、高句麗対策においても二の次の存在であった。それがそのまま南朝の倭国と朝鮮諸国に対する評価となつてあらわれ、高句麗王は征東(大)將軍、百済王は鎮東(大)將軍、「倭国王」は安東(大)將軍といった序列になったのであろう。南朝が「倭国王」の称号下に「百済」を含めなかったのみならず、「倭国王」より百済王を高く評価したのは、かかる事情によつたものと思われる。

さて、以上の考察から明らかになったように、古代東アジアの日本と朝鮮において「大王」が成立するさい、重要な役割を果たしたのは、国際的契機とでも呼称すべきものであった。「大王」は国際的な動きの中に誕生したのである。

〔附記〕

本稿は、「五世紀の〈百済大王〉とその王・侯——古代東アジアの〈大王〉と関連させて——」というテーマで成稿したものの一部である。なお本論の部分は「五世紀の〈百済大王〉とその王・侯」(『朝鮮史研究會論文集』第四集)として、補論の一部は「古代東アジアの〈大王〉について——百済大王考補論——」(『京都府立大学学術報告 人文』二〇)としてまとめてみた。あわせて参照していただければ幸いである。

(京都府立大学講師)

Japan and Korea in Ancient East Asia

—about the establishment of “Ta-ch’üan” 大王

by

Yoshitane Sakamoto

In Paik-chyöi 百濟 in the 5th century the so-called “Paik-chyöi Ta-ch’üan” 百濟大王 had been established who was accompanied by “Ch’üan” 王 and “Hou” 侯. In those days, however, about the same time “Ta-ch’üan” 大王 had been established in Japan and other Korean countries, too; that is, in Ko-ku-ryö 高句麗 at the end of the 4th century, in Wei-kuo 倭国 in the first half of the 5th century, and in Silla 新羅 in the middle of the 6th century.

To trace back its establishing process, we may be able to find the similar phenomena, among which are rapid development of their dominion, subjugation of their neighbouring countries—by bringing a tribute and putting in pawn—sometimes Ts’ê-li 冊立 of other princes; on the other hand the very king was awarded Fêng-ts’ê 封冊 from the then dynasty of China, through which his state showed its independence, and established each foothold in the international society of East Asia; “Ta-Ch’üan” 大王 had been established through the above process.

This article is to specialize the international motive in this establishing process of “Ta-Ch’üan” 大王 in Korea and Japan.

A History of Ming 明 Dynasty edited by Chuang 莊 in Hu-chou 湖州 and its Historians

by

Yukihiko Yuasa

The well-known Chuang-shih 莊史 case at Nan-sin 南潯 in Hu-chou 湖州 is not to be found in “Ts’ing-tai-wên-tzŭ-yu-tang” 清代文字獄檔,